

19 監査公表第 22 号

平成 19 年 10 月 3 日付で提出を受けた住民監査請求について，地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので，同項の規定により，その結果を次のとおり公表する。

平成 19 年 12 月 20 日

福岡市監査委員 竹 本 忠 弘  
同 福 田 健

第 1 住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）の提出について

1 住民監査請求の内容等

(1) 請求人

氏名 児嶋 研二 氏（代表者）  
同 山下 尊子 氏  
同 清原 明 氏  
同 坂口 忠則 氏  
同 青木 茂人 氏  
同 長瀬 庸 氏

(2) 請求日

平成 19 年 10 月 3 日

(3) 住民監査請求の要旨

1 請求人らは，福岡市に居住する住民である。

2 福岡市議会議員には、政務調査費として、各会派あてに月額35万円又は9万円のうちから各会派が選択した額に各会派の所属議員数を乗じた額が、また、月額9万円の額を選択した会派に所属する議員個人およびいずれの会派にも所属しない議員個人に対し、月額26万円が交付されている。

全国的に見ても高額な政務調査費が交付されているが、長年にわたりその用途については不問にされてきた。ようやく平成13年度に地方自治法が改正され、100条13項、14項に基づき各地方公共団体の条例で交付することが定められた。ところが、急速な条例づくりは全国議長会の準則まる写しが多く、用途基準など具体的な内容については、法・条例の目的とは矛盾し、議員にとって都合よく定めたものが多く、不備なものになっている。最近では東京都目黒区議会議員や大阪府議会議員の政務調査費問題が報道されるなど、その実態が明らかになり、市民の批判的となっている。

3 ところが、福岡市議会はこれら時代の要請や市民の批判に耳を貸さず、旧態依然として高額な政務調査費の用途について、会計帳簿の公開やすべての領収書添付を義務づけるなどの条例改正を行わず、用途の詳細を明らかにしていない。

すなわち、福岡市政務調査費の交付に関する条例（以下「本条例」という）は、「別に定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究のため必要な経費以外のものに充ててはならない」（第8条）、「会派の代表者及び交付対象議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び交付対象議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、これを速やかに市長に返還しなければならない」（第13条）と定めているが、収支報告書と併せて提出することが必要とされる領収証等の証拠書類は5万円以上の支出に係るものの写しに限られ（第12条2項）、同条例施行規程で定める用途基準は、実質的には資料作成費、資料購入費といった項目のみを挙げたものにすぎず、極めて不明確かつ不十分なものになっている。これでは議員報酬に加えて事実上第2報酬といわれて然るべき実態である。

4 福岡市議会による自主的な条例改正や各会派や各議員による自主的な公開に期待できないことから、他の自治体における監査結果や包括外部監査の結果、並びに政務調査費に関し既出の判決などを参考に、福岡市議会各会派・議員の平成18年度の政務調査費について点検した。

その結果、次のように分類することができる。

- ① 市政に関する調査研究に資するために必要な経費の支出であることが領収証からも明らかになっているもの
- ② 市政に関する調査研究に資するために必要な経費の支出とは認められないもの
- ③ 収支報告書の記載内容が実際の支出内容と大幅に相違していたり、支出内容が市政に関する調査研究に資するために必要な経費の支出であるか否か、あるいは用途基準に適合しているか否かを確認できないもの

その分類の結果は、別紙一覧表(1)(2)のとおりである。

上記①②③で分類したもののうち、②および③で分類される支出は、政務調査費の目的外支出であり、別紙一覧表(1)(2)記載の各会派および各議員は、別紙一覧表(1)(2)の不当利得額欄(②+③)記載の金額を不当利得として本条例第13条に基づき福岡市長に返還しなければならない。

すなわち、②に分類される支出は、政務調査費の交付の趣旨および用途基準に照らして、市政に関する調査研究に資するための必要な経費と認められない支出であるから政務調査費の適正な支出に該当せず、法律上の原因を欠く不当利得として市に返還されるべきものである。②に分類される支出は別表一覧表(1)および(2)に示したとおりであるが、自民党の1138万円、みらい福岡の882万円の大量の切手購入や、全額もしくは大半が補助員等雇用費として支出されているものが典型例である。

なお、本条例の施行規程は、別表「政務調査費用途基準」の規程欄記載の規程を設けている。しかし、前述したとおり、実質的には項目のみを挙げたものにすぎず、極めて不明確かつ不充分であり、基準としての意味を有しない。政務調査費が「議員の調査研究に資するための必要な経費の一部」として地方自治法100条13項、14項に根拠を有することからすれば、政務調査費の支出として適正か否かは同別表の「解釈基準」に基づいて判断されねばならない。

また、③に分類される支出は、地方自治法100条13項14項の規程が設けられた趣旨や、本条例が収支報告書の作成を義務づけ政務調査費の適正な支出とその透明性を確保しようとしている趣旨目的を満たすものとはいえず、政務調査費の適正な支出と認めることはできないので、法律上原因を欠く不当利得として市に返還すべきものである(名古屋地裁平成19年3月22日判決18ページ以下参照)。そして、③に分類される支出については、会派、議員において合理的な疑いを容れない程度にその疑惑を解消するに足りる主張と反論を行う必要があり、それがなされない場合には、政務調査費の適正な支出がなされなかったと推認されると言うべきである。

5 別紙一覧表(1)および(2)のとおり、平成18年度に、会派分で

164,305,049円、議員個人分で平成18年度83,436,006円の不当利得が発生しているのに福岡市長に返還されないままになっている。

福岡市長は、別紙一覧表(1)および(2)の不当利得額記載の各会派、各議員の不当利得について、各会派および各議員に対し不当利得返還請求権を行使してその返還を求めるべき義務があるのに、請求権の行使を怠っている。

6 よって、請求人らは市監査委員に対し、不当利得の返還を求めるなど必要な措置を講じるよう福岡市長に勧告するよう地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を添えて監査請求する。

なお、本件の監査請求は監査委員のうち議員選出の委員は当事者で除外されることになる。本件事案の性質上、外部監査で監査するのが相当であるので、外部監査を合わせて請求する。

(「政務調査費に関する住民監査請求書」の原文のまま記載)

(4) 事実証明書

事実証明書として次の書類が添えられていました。

ア 政務調査費収支報告書平成18年度(会派,個人分)の写し

イ 別紙一覧表(1)及び別紙一覧表(2)と記載された市議会議員政務調査費支出内訳の違法不当支出リスト 平成18年度(会派および議員分)

ウ 新聞記事の写し 2007年8月22日付け読売新聞, 2007年6月28日付西日本新聞及び朝日新聞

2 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成19年10月19日に6名の請求人(以下「請求人ら」といいます。)のうち,請求人代表者 児嶋研二氏(以下「請求人代表者」といいます。)及び清原明氏から陳述を受けるとともに,請求人代表者から,「政務調査費に関する住民監査請求に関する陳述書」と題する以下の書面の提出を受けました。

政務調査費に関する住民監査請求に関する陳述書

平成19年10月19日

1、政務調査費については、市民オンブズマンとして10年以上前から問題点を指摘してきた。この指摘に対して、政務調査費は平成13年の地方自治法改正で制度化された。

「地方自治法 第100条 13、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対して政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

14、前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」

「福岡市政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月29日)

第1条 この条例は、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、福岡市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における各会派及び議員に対し政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。」

と規定されている。議員の後援会活動、政党活動、議員としての通常の活動については給与が支給されている。政務調査費は、市政への提案、条例提案などの「調査・研究」活動のための補助金である。後援会活動、政党活動、選挙活動には使うことができない。

## 2、政務調査費の何が問題になっているのか？

### ① 使途が公開されていない。

福岡市議会では、1件5万円以上が領収書が公開されているが、会派交付分の47%、議員交付分の53,9%、合計では49,3%分しか領収書が公開されていない。また、活動報告書や会計帳簿が作成、公開されていないため政務調査費の使途の全容について市民は知ることができない。

### ② 使途基準がきわめて曖昧である。

「福岡市政務調査費の交付に関する条例施行規程」においては、「調査研究のために必要な補助員等の雇用に要する経費」「調査研究のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」などとししか規定されていない。以下に述べるとおり、市議会議員自身が政務調査費についての支出基準が全く理解されていないのが現状である。

### ③ 支給額が高額である。

議員1人当たり年間の政務調査費支給額は通常、福岡市では年420万円になり、47都道府県+17政令市で年間合計は186億円に上っている。

以上が現在多くの市民から政務調査費についての厳しい世論が起こっている背景である。

## 3、政務調査費への取り組み。

全国の市民オンブズマンでは、政務調査費への取り組みを10年以上進めてきた。

① 政務調査費にかんする住民監査請求で返還勧告が出た事例は、今年になってからだけでも6月15日現在以下の11件に上っている。

・07/2/2	東京・目黒区議	60,000円返還勧告
・07/2/16	広島市議	3,857,326円返還勧告
・07/2/23	東京・目黒区議	1,071,640円返還勧告
・07/3/9	山形市議	11,050円返還勧告
・07/3/12	東京・新宿区議	2,232,186円返還勧告
・07/4/26	東京・墨田区議	4,907,339円返還勧告（個別外部監査）
・07/4/27	東京・目黒区議	135,725円返還勧告
・07/5/28	茨木市議	12,000円返還勧告
・07/4/30	枕崎市議	158,816円返還勧告
・07/6/7	船橋市議	753,653円返還勧告
・07/6/15	大阪府議	341,169,234円返還勧告（個別外部監査）

② 政務調査費の返還を求める住民訴訟については、8月20日現在、返還を命じた勝訴判決の事例は、以下の通りである。

- ・2002年8月19日 金沢市議 調査研究費剰余金54万円返還命令 金沢地裁
- ・2004年1月30日 徳島県議 県政調査研究費400万円海外視察旅行返還命令 徳島地裁→原告死亡により、高松高裁係属中に終了

- ・ 2004年2月24日 弘前市議 24万5千円返還命令 青森地裁  
→2004年7月29日 仙台高裁でも勝訴、確定
- ・ 2004年2月26日 三重県議 1869万5172円返還命令 津地裁  
→05/8/24 敗訴名古屋高裁→07/2/8 最高裁不受理で敗訴確定
- ・ 2004年10月20日 札幌市議 1542万165円返還命令 札幌高裁  
→2006/9/21 最高裁で確定（原審 札幌地裁）
- ・ 2005年8月22日 函館市議 324,330円返還命令 函館地裁  
→2007/2/9 115.97万円返還命令 札幌高裁
- ・ 2006年4月14日 品川区議 飲食代769万8995円返還命令 東京地裁  
→議員側が全額返還し、07/1/17 東京高裁棄却判決
- ・ 2006年7月19日 寝屋川市議 326万9048円返還命令 大阪地裁
- ・ 2006年10月20日 弘前市議 233万円返還命令 青森地裁  
→07/4/26 約182万円返還命令 仙台高裁
- ・ 2007年3月22日 名古屋市議 2460万円返還命令 名古屋地裁
- ・ 2007年4月27日 仙台市議視察28件違法770万円返還命令仙台地裁
- ・ 2007年5月25日 弘前市議 625万円返還命令 青森地裁

今年に入って返還を命ずる判決が相次いでいる。これらの政務調査費の実態がテレビのワイドショーなどで取り上げられ大きな世論となっている。

4、現在の全国の領収書公開の実態について、県議会での領収書全面公開は、今春までは5県議会だったものが、今秋には15府県議会で決定して、20議会にのぼっている。  
(添付資料 ① 朝日新聞10月9日 )

5、福岡市議会の政務調査費の実態について、各項目別に、違法不当性を述べる。  
(『 』内は、福岡市政務調査費条例施行規定の内容)

#### 『資料作成費・調査研究のために必要な印刷物等の作成に要する経費』

平成18年度徳島県包括外部監査報告では、「資料作成費は、あくまで会派が「議会審議に必要な資料」を作成するために要する経費を支弁するものである。従って、単に会派の活動を県民に広報するに過ぎないものは、「議会審議に必要な資料」とは言い難く、このようなものにまで資料作成費を支出することは許されないと解すべきである。」と指摘されている。

みらい福岡は「調査資料作成費、議会質疑報告作成費等」として総額928万5125円を支出しているが、みらい福岡の議会での質問、議会報告を見ると一般的な質問であり、「議会審議に必要な資料」を作成するために要する経費でもなく「調査研究」の成果も全く見られない。また、他の政党と比べて異常に高額の出費となっている。他の会派については、共産党は、「コピー機消耗品代81万502円、代表質問、予算要望パンフレット、名刺など印刷製本代96万5550円」。民主・市民クラブは「コピー代、資料印刷代62万2162円」。社民・市政クラブは

「会議資料予算要望書等の印刷物の作成 12万2514円」。ふくおかネットワークは、「コピー代、活動報告書81万5011円」となっている。

議会報告集の作成、印刷費、日常の政党活動や議員活動のための資料作成、コピー機保守、代表質問、予算要望のための資料作成、名刺作成、活動報告等は、調査研究のための資料作成ではなく通常の議員活動、政党活動にあたるので、すべて目的外支出である。

『資料購入費・調査研究のために必要な図書、新聞、雑誌、ビデオテープ、等の購入に要する経費』

平成18年度徳島県包括外部監査報告では、「資料購入費として支出できる経費としては『議員の調査研究に資するための経費の一部』（地方自治法100条13項、政務調査費条例1条）を交付するという政務調査費の趣旨に照らせば、資料購入費として支出できる経費としては、議会審議に必要な専門的知識を得るための図書・資料等の購入に限定されるべきであって、単に一般教養を高めたり日常的な情報収集活動を行ったりするための図書等の購入にまで資料購入費を支出することは疑問がある」と指摘している。

福岡市議の資料購入費については、購入図書名が不明なものがほとんどである。また、「議会審議に必要な専門的知識を得るための図書・資料等の購入に限定されるべき」という基準から見ると、新聞購読料、雑誌の購読料は一般的な議員活動である。特に、住宅地図購入については、自民党 12月20日 12万8100円、みらい福岡 9月20日 55万2510円、光安力議員 1月11日 11万6970円の支出がある。これらはすべて選挙前後の後援会活動のためのものであり目的外支出である。

『研究研修費・①研究会、研修会等の開催に要する経費 ②他の団体が開催する研究会、研修会等への参加に要する経費 ③研究会等の調査に要する経費 ④外部団体等への調査の委託に要する経費』

研究研修費は「議員の調査研究に資するための経費の一部」（地方自治法100条13項、政務調査費条例1条）を交付するという趣旨に照らして一般的な市政報告会や懇談会、市政相談、市民からの要望、要求を聴取することなどへの支出は後援会活動、政党活動、通常の議員活動への支出となり目的外支出である。領収書の記載では、ホテルでの市政報告会へ支出されている。また、委託費も定額で内容はまったく記載されていない。議会レポートなどの報告を見ると、政党の会議や市政報告会、市政相談の経費として支出されている。これらはすべて目的外支出である。

『広報公聴費・①調査研究活動、議会活動等について市民に報告し、広報するために要する経費 ②市民に対して行う、市政及び政策等に対する要望や意見等を

聴取するための会議の開催、情報収集に係る活動並びに市政相談等に要する経費』

平成18年度徳島県包括外部監査報告では、「広報費について（徳島県）政務調査費規程では、「会派（議員）が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」と規定されている。しかし、広報活動については、会派（議員）活動としての側面を否定できないところ、このような経費に政務調査費を支出することは、会派（議員）活動を県費で助成することに他ならない。このような経費まで広報費として支出することは適当とは言い難く、「議員の調査研究に資するための経費の一部」（地方自治法100条13項、政務調査費条例1条）を交付するという趣旨に照らしても疑問がある。この点、現行政務調査費規程の解釈としては、会派（議員）が行う議員活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費のうち県民の県政に関する意見及び要望を吸収することを目的としたものに要した経費に限定すべきであるが、立法論としては広報費を使途基準から除外することが検討されるべきである（ちなみに、東京都条例では、使途基準から広報費が除外されている。）。」と指摘している。

また、平成18年度長崎市包括外部監査報告では、「通常、広報誌は議員個人の実績を支援者等にアピールしたり、市政の状況を報告したりと、議員の情報を外にアウトプットすることがほとんどで、調査研究活動として、議員がインプットするツールではないため、政務調査になじみにくいと思われる。また多分に選挙活動を主目的として作成されるものである。市政と関係のない国政レベルの政党作成のパンフレットや、支援組織の会報の送料や、更には印刷代も混入される可能性も否定できない。」と指摘している。

岩手県政務調査費支出基準では、「議員が行う広報には、その内容に照らして大別すれば、①住民の意見を聴取することを目的とするもの、②議会活動の成果等を報告するものの2種類が考えられますが、調査研究活動という観点からは、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべきものと考えられます。」と規定して政務調査費の按分の最大は二分の一と規定している。

調査研究のため、市民からの意見聴取等の目的が明らかであるもの（市民からのアンケート調査のための印刷などと明記されているもの）以外は、議員や政党からの報告であり、調査研究活動のためのものとはいえない。

また、インターネットにおいて入手できた議会報告の「うちこしレポート」（添付資料②）「公明党わたなべ裕江市議会報告」（添付資料③）「日本共産党市議会ニュース」（添付資料④）によれば、市政報告は議会での一般的な質問だけであり、調査研究の報告といえるものはわずかにアンケート報告のみでそれ以外には全くない。調査研究によらない議会の質問や一般的な市民相談は、政党活動、後援会活動であり、これらに関する広報公聴費への支出は目的外使用である。名刺代、市議会報告の郵送料、配送委託料なども調査研究活動の報告ではないためすべて目的外であり違法不当である。

特に、自民党の広報公聴費として、07年1月23日から3月14日の年度末に、



約 1078 万円の切手を大量購入している。(添付資料 ⑤ 60 万円や 20 万円と端数のない支出のみを合計したもの) これらは郵送料として使ったと報道されているが、同時期に市内特別郵便で 167 万 315 円が支出されている。市内特別郵便であれば 1 通当たり 55 円～75 円で発送できて切手を貼る手間がないにもかかわらず、大量の切手購入については購入理由が不可解である。自民党は市民に対する説明責任がある。これらは明らかに目的外支出である。また、発送する報告資料の作成費は自民党では支出していない。自民党の議員の報告印刷代は、市政報告を印刷して郵送費を支出しているものを除いて 59 万 6100 円しかない。いったい何を郵送したのであろうか。

#### 『補助員等雇用費・調査研究のために必要な補助員等の雇用に要する経費』

「議員の調査研究に資するための経費の一部」(地方自治法 100 条 13 項、政務調査費条例 1 条)を交付するという趣旨に照らして補助員等雇用費は、これまでみてきたように議会での質問、その報告をみると調査研究を行った補助員である形跡はない。調査研究のための補助員の雇用以外は、目的外支出である。

阿部真之介市議が、政務調査費から「補助員等雇用費 50 万 6300 円」が支払われていた人物が民放局のニュースで「政務調査の補助員になっているらしいが、自分は政治のことはわからないし、できない。電話があったら伝言する程度」と発言したと報道されている。(添付資料 ⑥ MAX ふうおか市政ニュース 6 月 29 日付記事)

全ての議員を取り上げられないので一例として光安力議員について調査した。光安議員は「人件費」として 138 万円を支出しているが、平成 18 年度の議会での発言には、調査研究の成果といえるものは全くない。(添付資料 ⑦ 平成 18 年度市議会議事録から光安市議の全発言(報告を除く)) また、光安議員は広報公聴費として、写真スタジオでの「写真撮影料」6 万 3000 円を支出している。この領収書の情報公開した際、議会事務局に「写真撮影は何のためか」と問うと「議会での質問のため」と回答したが、そのような質問を行った形跡は全くない。すべて目的外支出である。

#### 『調査旅費・①調査研究のために必要な市域外への出張に要する旅費 ②調査研究のために必要な市域内での会議への出席、調査活動に要する交通費』

平成 18 年度徳島県包括外部監査報告によると「調査研究費の趣旨に照らして考えた場合、県外調査費及び海外調査に関する調査研究費の支出が使途基準に適合するというためには、少なくとも以下の要件を満たす必要があるものと解される。

(ア) 調査の目的が「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」という調査研究費の趣旨に適合するものであること

(イ) 前記(ア)の調査目的を踏まえて、調査行程や調査先が選定されていること。特に、海外調査については、「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」

を行うために、国内調査では目的を達成させることができず、海外にまで赴かなければならない高度の必要性が認められること

(ウ) 調査先において、県の事務及び地方行財政に関して中身のある説明や質疑応答がなされていること

(エ) 訪問調査が調査行程の主要な部分を占めていること

(オ) 調査費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないこと」と明確に指摘されている。

このような基準に照らすと、福岡市議の海外視察は、調査の目的が「市の事務及び地方行財政に関する調査研究」という調査研究費の趣旨に適合するものはまったくない。特に、鬼塚議員のフランス、モロッコ経済視察団としての視察は、ボルドー市への式典参加が主な目的であり、滞在した6日のうち1日だけ視察が行われている。ところが、午前中は美術館を訪れて写真を取りまくり、午後はパリの地下鉄にタダ乗りしたことが報告されている。(添付資料 ⑧)

視察報告書に見られる式典や公式行事出席のための海外出張や一般的な感想しか報告されていない「海外出張」については、目的外支出である。市内出張旅費については、内容が不明のため目的外使用である。

#### 『事務所費・調査研究のために必要な事務所の設置、管理に要する経費』

平成18年度長崎市包括外部監査報告では、「事務所費も、通常の仕事外は別個の、例えば「政策研究事務所」なる建物を特別に設けるのであれば政務調査費として納得がいくが、事実上なじみにくい費目といわざるを得ない。「議員活動には政務調査も含まれるのであるから、事務所賃料を含めて構わない」という考え方では、上記使途基準の「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費」という定義づけを否定してしまうのではないかと思われる。」と指摘している。

会派支出分で唯一、事務所費を政務調査費から187万9839円を支出している民主・市民クラブは、江藤議員の発言として「事務所の維持にはトータルで年間600万円くらいかかる。その約1/3を政務調査費から支出してもらっている。事務所は私の後援会事務所であると同時に、民主市民クラブの西事務所となっており、市民の市政相談などにつかわれている。」と報道されている。(添付資料 ⑦ MAXふくおか市政ニュース 6月29日付記事)

民主・市民クラブのホームページのどこを探しても、この事務所が民主・市民クラブの会派の調査研究のための事務所という記述はない。上記のように議員の後援会事務所であり市政相談などに使われている、と発言しているように調査研究のための事務所ではないことが明らかである。

議員支出分の事務所費でも、すでに報道されている通り、阿部真之介議員の事務所費問題と同様に、他の議員事務所も、調査研究のために事務所ではなく「後援会事務所、市政相談所」とされている。(添付資料 ⑨ 富永計久市政相談所)

事務所費はすべて議員の個人後援会事務所への支出であり、後援会活動とは別に調査研究のための事務所が設置されているものは見当たらない。「広報公聴費」の項で述べたように、議会報告、活動報告で調査研究の成果が全く報告されていないのであるから、事務所はすべて議員の個人後援会事務所であり、この経費は政党活動、後援会活動等のためのものであり目的外支出である。

『諸事務費・調査のために必要な事務用品、事務機器その他の備品購入費、電話料金、切手代その他通信費、その他事務執行に関する経費』

徳島県包括外部監査報告では「議員の調査研究に資するための経費の一部」（地方自治法100条13項、政務調査費条例1条）を交付するという政務調査費の趣旨に照らせば、政務調査費は、原則的には調査研究活動に要する費用に充当されるべきであって、調査研究活動を行うため環境整備にまで政務調査費を支出すること（例えば、事務所、自動車、事務所に掲示する絵画、冷蔵庫、安楽椅子、衣服等を購入するために支出すること）は、会派（議員）の資産形成を県費で助成することに他ならず、適当とは言い難い。従って、調査研究活動との関連性が明確でないものや、購入金額が社会通念に照らして著しく高額であるものにまで備品購入費として事務費を支出することは、政務調査費の趣旨に照らせば疑問があるので、使途基準の見直しが検討されるべきである。この点、鳥取県議会が、10万円以上の高額備品の購入については政務調査費の対象としないとの措置を講じることとしていることが参考にされるべきである。」と指摘されている。また、平成18年度長崎市包括外部監査報告では、「備品については、市の備品と同様に管理シールが貼り付けられて、台帳管理がなされるべきであるが、事務局ではシールを配布していない。物品管理に関する明文化が必要である。」とも指摘されている。

みらい福岡は、諸事務費として1016万円の大量の切手が議員の関係者のコンビニ、郵便局で購入されたことになっている。（添付資料 ⑩）みらい福岡も市内特別郵便で185万9240円が支出されている。これらは全て政務調査費の目的外支出である。事務機器の購入については、年度末に多額の消化したものが多くある。年度末の無駄な予算消化を監視するのが議員の役目であるはずだが、その議員が年度末の消化としか考えられない支出を行っている。

年度末の多額の支出の一部は以下の通り。

自民党 切手代 1月～3月 1078万円

公明党 3月31日 パソコン 17万9800円、  
3月7日 文具ブックスタンド製本 13万8256円、  
3月14日 紙折り機 43万6695円、  
3月14日 パソコン代 14万円  
3月26日 文具書棚 22万4915円 合計 111万9666円

みらい福岡 1月31日 紙折り機 28万1400円  
3月5日 プリンター 13万200円

3月20日 パソコン 20万1800円  
ふくおかネット 2月16日 パソコン 13万9800円  
妹尾俊見議員、07年3月 印刷代23万1000円、3月 切手代 80万円。  
光安力議員、1月 住宅地図11万6970円、1月 封筒代 16万8千円  
南原茂議員、2月 切手代 58万7千円、  
購入機器の内容も紙折り機や書棚、切手など、「調査研究に資する」ものとは  
考えられないものに支出されている。後援会活動、議員活動、政党活動に支出さ  
れたものであるから目的外支出である。

『その他・その他市政に関する調査研究のために必要な経費』  
内容が不明であり、目的外支出である。

(「政務調査費に関する住民監査請求に関する陳述書」の原文のまま記載)

また、同日に、請求人代表者から、以下の新たな証拠の提出を受けました。

- ① 2007年10月9日付け朝日新聞記事の写し
- ② うちこしりポート2006年8月夏号(11号)～2007年3月春号(14号)の写し
- ③ 渡辺裕江議員のホームページの一部(わたなべ裕江市議会報告)の写し
- ④ 日本共産党市議会ニュース1004号, 1005号, 1007号及び1008号の写し
- ⑤ 大量切手購入一覧(自民党)と記された書面, 平成19年1月26日付けの自由民主党福岡市議団宛の切手購入の領収証書の写し及び平成19年2月28日付けの自由民主党福岡市議団宛の郵便料金受領証の写し
- ⑥ 2007年6月29日付けMAXふくおか市政ニュースの記事の写し
- ⑦ 平成18年第4回福岡市議会定例会会議録(光安力議員発言分)の写し
- ⑧ 平成18年8月3日付けのみらい福岡から福岡市議会議長宛に提出された国外出張報告書の写し
- ⑨ 富永計久議員のホームページの一部(市政相談)の写し
- ⑩ 大量切手購入一覧(みらい福岡)と記された書面

## 第2 要件審査等

### 1 請求の対象となっている事項(財務会計上の行為等の特定)について

住民監査請求において監査を求めることができるのは、地方自治法第242条第1項によると、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行若しくは債務その他の義務の負担、又は違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実若しくは財産の管理を怠る事実とされています。

請求人らから提出された住民監査請求書(福岡市職員措置請求書)及びそれに添付された事実証明書(以下「請求書等」といいます。)から、請求人らは、平成18年度に福岡市が福岡市議会の会派又は議員に交付した政務調査費について、交付を受けた各会派、

各議員が目的外支出を行っており不当利得が生じているため、福岡市長は、各会派及び各議員に対し不当利得返還請求権を行使してその返還を求めるべき義務があるのに、当該請求権の行使を怠っている旨を主張し、このことを請求の対象とし、違法又は不当に「財産の管理を怠る事実」についての監査を求めているものと認められます。

一方、住民監査請求においては、対象となる財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」といいます。）を監査委員が監査を行うべき端緒を与える程度に特定すれば足りるものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示する必要があるとされています。（平成元年（行ツ）第68号 平成2年6月5日最高裁判所判決、平成12年（行ヒ）第292号 平成16年11月25日最高裁判所判決参照）

請求人らは、請求書等において、請求人らの示した判断基準に照らして、「①市政に関する調査研究に資するために必要な経費であることが領収証からも明らかになっているもの」、「②市政に関する調査研究に資するために必要な経費の支出とは認められないもの」及び「③収支報告書の記載内容が実際の支出内容と大幅に相違していたり、支出内容が市政に関する調査研究に資するために必要な経費の支出であるか否か、あるいは使途基準に適合しているか否かを確認できないもの」に分別し、それぞれの会派又は議員ごとの合計額を算出した上で、②及び③の支出は政務調査費の目的外支出である等と主張しているものの、会派や議員における具体的な使途についての個別の判断は、ほとんど示していないため、市長が管理を怠っていると主張する債権の存在やその管理を怠っている事実を個別・具体的に特定されているかについて、疑義はありましたが、請求書等に記載された事項などを総合的に判断し、上記の怠る事実を監査の対象とすることとしました。

## 2 その他の要件について

請求人らは福岡市の住民であること、必要な措置についての記載があることなど、住民監査請求に関して必要とされる地方自治法第242条に規定された要件等については満たしていることを確認しました。

## 3 監査委員の除斥について

議員から選任された妹尾俊見監査委員及び市木潔監査委員は、自己の一身上に関する事件又は自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件に当たるため、地方自治法第199条の2の規定により、本件住民監査請求の監査には加わらないこととしました。

## 4 個別外部監査を求めることについて

請求人らは、請求書において、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている理由として「本件の監査請求は監査委員のうち議員選出の委員は当事者で除斥されることになる。本件事案の性質上、外部監査で監査するのが相当であるので、外部監査を合わせて請求する。」と述べていますが、監査委員は地方自治法上、1人1人が独立した執行機関とされ、1人でも監査は可能であることから、4人中2人が除斥となることが外部監査が相当であるとの理由には当たりません。また、本件住民監査請求は、平成

18年度に本市が会派又は議員に交付した政務調査費について、市長が、会派又は議員に対して有する不当利得返還請求権の行使を違法又は不当に怠っている事実に関する監査を求めているものと認められ、監査に当たっては、その事実関係を確認し、違法性又は不当性を判断するものであって、識見の監査委員2人で今回の監査を執行することが困難であるというものではないと考えられます。

したがって、監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるとは認められませんでした。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

##### (1) 監査の対象となる財務会計上の行為等について

本件住民監査請求において監査を求められた、平成18年度に本市が会派又は議員に交付した政務調査費に関して、福岡市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるのかどうかを監査の対象とします。

##### (2) 着眼点

ア 市の政務調査費に関する制度において、市長はどのような役割、権限を有しているか。

イ 平成18年度に本市議会の会派又は議員に交付された政務調査費に関し、市長は本市に不当利得返還請求権が生じていると認識すべきであったか。また、当該請求権を行使すべきであったか。

ウ 上記イに関し、市長の違法又は不当に怠る事実によって、市に損害が発生しているか。

エ 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるか。

#### 2 事情聴取

##### (1) 関係職員の陳述

平成19年10月19日に、平成18年度の政務調査費に関する市長の事務を補助執行している議会事務局長ほか関係職員から、「福岡市政務調査費交付制度について」及び「政務調査費交付事務の流れ」と題する以下の書面の提出を受け、これを基に陳述を聴取しました。

#### 福岡市政務調査費交付制度について

##### 1 政務調査費とは

政務調査費の交付制度は、地方自治法第100条第13項及び第14項を根拠とする。この制度は、平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴い地方分権がい

っそう進展し、その担い手である地方議会の活性化を図るためには地方議員の調査活動基盤の充実を図る必要があることから、議会における会派等に対する調査研究費の助成を法定化し、併せて、その使途の透明性を確保するために収支報告書の提出を義務付けること等が定められたものである。

本市では、同法に基づき、「福岡市政務調査費の交付に関する条例」、「福岡市政務調査費の交付に関する条例施行規程」及び「福岡市政務調査費取扱要領」を制定し、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に政務調査費を交付している。

## 2 これまでの経緯（詳細は別紙「参考資料」（83 ページ）のとおり）

政務調査費制度は、平成 12 年 5 月 31 日に成立した地方自治法の一部改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）により新設されたもので、本市では、福岡市政務調査費の交付に関する条例を制定し、平成 13 年 4 月から制度を開始した（交付対象は会派のみ）。その後、平成 16 年 4 月からは、「会派」又は「会派及び議員」の選択制を導入するとともに、このうち議員交付分について 1 件 5 万円以上の支出について領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付け、さらに、平成 18 年 4 月からは、会派交付分についても 1 件 5 万円以上の支出について領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けるなど、より効果的で透明性の高い制度の実現を図っている。

## 3 制度の概要

### (1) 交付対象

「会派」又は「会派及び議員」の選択制（条例第 2 条第 1 項）

### (2) 交付月額

- ・「会派」……………会派に対し議員 1 人当たり月額 35 万円（条例第 3 条第 1 項）
- ・「会派及び議員」…会派に対し議員 1 人当たり月額 9 万円、議員に対し 1 人当たり月額 26 万円（条例第 3 条第 1 項及び第 2 項）  
（備考）無所属議員には、議員 1 人当たり月額 26 万円を交付（条例第 3 条第 2 項）

### (3) 交付日

四半期毎（4、7、10、1 月の 10 日）に 3 カ月分を前金払いで交付（条例第 5 条）

### (4) 使途基準及び使途制限

「使途基準」として、資料作成費、資料購入費、研究研修費、広報広聴費、補助員等雇用費、調査旅費、事務所費、諸事務費、その他、の 9 項目を規定（条例 8 条、規程第 3 条）。また、「使途制限」として、政務調査費として支出できない経費の主なものを次のとおり定める（福岡市政務調査費取扱要領第 5 条）。

- ・交際費的な経費
- ・会議に伴う食事以外の飲食，遊興の経費
- ・レクリエーション経費
- ・選挙活動経費
- ・私的活動に属する経費
- ・その他調査研究の目的に合致しない経費

(5) 会計帳簿及び領収書等の証拠書類の保管等

政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに交付対象議員は，政務調査費の収支を明らかにした会計帳簿を備えるとともに，領収書等の証拠書類を整理し，これらの書類を5年間保管しなければならない（条例第12条第1項）。

(6) 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しの提出及び閲覧等

政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに交付対象議員は，前年度に交付された政務調査費について，毎年4月30日までに議長に収支報告書を提出するとともに，併せて1件5万円以上の支出については領収書等の証拠書類の写しを添付しなければならない（条例第12条第2項）。収支報告書は閲覧に供し（条例第14条第2項），領収書等の証拠書類の写しは情報公開制度により開示している。

4 成果

政務調査費が有効に活用された成果の例として，政令指定都市の中ではトップとなる議員提案による政策条例7件を成立させたことが挙げられる。内容としても，市民のために安全で快適なまちづくりを目指すもの（人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例等），議会の監視機能を強化するもの（福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例等）であり，議会に求められている政策提案機能を向上させ，市民生活の向上を図るものである。（詳細は別紙「参考資料」（95ページ）のとおり）

5 さらに適正化・透明化向上への取組

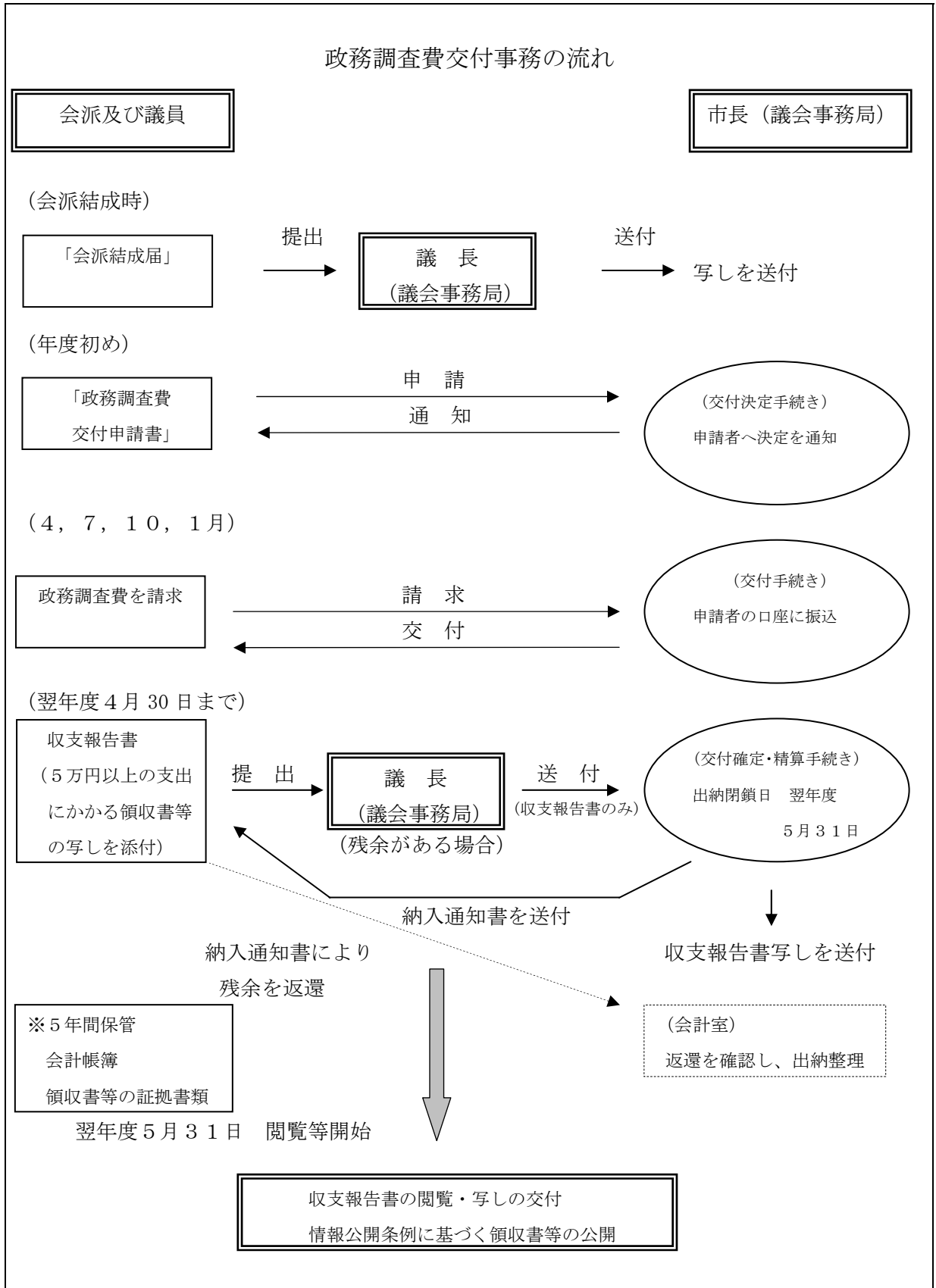
政務調査費の交付に関しては，収支報告書と併せて，領収書等の証拠書類の提出を早期に義務付け，情報公開請求に対応するなど，かねてよりその適正化・透明化に努めてきた。現在，さらに使途基準の一層の明確化や透明化を図るため，各会派の代表者からなる代表者会議において，政務調査費の使途の明確化について定める「政務調査費の使途に関するガイドライン」の策定に向けた協議が精力的に進められている。

（「福岡市政務調査費交付制度について」の原文のまま記載。

ただし，引用するページ数のみ本結果報告の該当箇所のページ数に変更）



政務調査費交付事務の流れ



(「政務調査費交付事務の流れ」の原文のまま記載)

また、同日に以下の参考資料の提出を受けました。

- ア 政務調査費制度の現在までの経緯
- イ 地方自治法（抄）
- ウ 福岡市政務調査費の交付に関する条例
- エ 福岡市政務調査費の交付に関する条例施行規程
- オ 福岡市政務調査費取扱要領
- カ 政務調査費使途基準の取扱について
- キ 政令指定都市における議員提案による政策条例の立案状況（平成 13 年度以降）
  - ※ 上記のア～キについては、本件結果報告の 82 ページ以降に添付しています。

## (2) 関係職員聴取

議会事務局の関係職員から、政務調査費に関する会派、議員、議会、市長のそれぞれの役割及び平成 18 年度に交付された政務調査費に関して、会派、議員、議会、市長がそれぞれ行った事務等について、適宜聴取しました。その内容は、以下のとおりです。

ア 政務調査費の適正使用の確保に関する会派及び議員、議会並びに市長のそれぞれの役割について

(ア) 政務調査費の特質とそれに伴う会派及び議員、議会並びに市長のそれぞれの役割に関する基本的な考え方

まず、政務調査費の適正な使用の確保に関する市長の役割と権限を明らかにするため、はじめに、政務調査費の特質とそれに伴う会派及び議員、議会並びに市長のそれぞれの役割についての基本的な考え方を述べる。

政務調査費制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派や議員に対する調査研究の費用の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

政務調査費制度においては、政務調査費が公金から支出されるものであることからその使途等の透明性を確保する必要がある一方で、政務調査費の支出内容が明らかになることに伴い会派や議員の政策意図や具体的な調査対象が知られるところとなり執行機関や他の会派等から調査目的の達成を妨げられるおそれもあるため、この双方の要請の調整を図る必要がある。

もとより、日本国憲法は地方公共団体において二元代表制を採用していることから、市長をはじめとする執行機関とそれらを監視する役割を担う機関である議会との関係は、一定の牽制関係にあることが求められており、このことは、地方自治法第 100 条第 14 項が政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）の提出先を、政務調査費の支出行為を行う市長ではなく議会の代表である議長と定めている点にも現れている。

また、議会における会派や議員についても、多様な市民のニーズを代表するも

のとしてそれぞれ独立性を確保する必要がある。その調査研究活動の詳細があまりに具体的に明らかになると、会派や議員の政策意図や調査対象が広く知られるところとなり、調査研究活動に支障を生じる事態も生じかねない。

以上のようなことを踏まえ、全国の地方公共団体では、政務調査費の適正な使用の確保について、第一次的には交付対象である会派や議員に（注1）、第二次的には市長に対する議会の自律を確保するために議会に委ねる仕組みが採用されている。

なお、このように政務調査費の特質から市長の関与は一定程度制約されているものの、政務調査費が市の公金であることから、市の予算執行を担う市長には、議員活動の自主性を尊重しながらも、必要に応じて関わる必要がある（注2）。

本市でも、このような考え方の下に、福岡市政務調査費の交付に関する条例（平成13年福岡市条例第2号。以下「本件条例」という。）、福岡市政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年福岡市議会規程第1号。以下「本件規程」という。）及び福岡市政務調査費取扱要領（以下「本件要領」という。）がそれぞれ定められ、その適正な使用の確保が図られている。

（注1）次の2つの判例は、このように「政務調査費の適正な使用の確保を第一次的にその交付を受けた各会派及び議員に委ねることを認める」旨判示するものである。

・平成18年10月20日青森地方裁判所判決

「政務調査費の制度趣旨に照らせば、その適正な使用の確保は、第一次的にはその交付を受けた各会派又は議員において自律的に行うべきものであって、政務調査費の適正な使用の確保の名の下に、地方公共団体の執行機関が各会派又は各議員の行う調査研究活動に対して不当な干渉を及ぼすことが許されないことはいうまでもない。」

・平成17年11月10日最高裁判所判決

「調査研究報告書は、政務調査費によって費用を支弁して行った調査研究に関して、議員がその所属する会派に対する報告のため、調査研究の内容及び経費の内訳を記載して作成し、当該会派に提出するものである。そして、本件条例及びその委任を受けた本件要綱の定めは、調査研究報告書をもって、調査研究を行った議員から所属会派の代表者に提出すべきものとするにとどめ、これを議長に提出させたり、市長に送付したりすることは予定していない。この趣旨は、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、調査研究報告書の各会派内部における活用と政務調査費の適正な使用についての各会派の自律とを促すとともに、調査研究報告書には会派及び議員の活動の根幹にかかわる調査研究の内容が記載されるものであることに照らし、議員の調査研究に対する執行機関等からの干渉を防止するというところにあるものと解される」

（注2）判例も、政務調査費に対する市長の関与について、このような考え方に立つ。平成16年7月29日仙台高等裁判所判決は、「収支報告書の送付を受けた市長としては、…（中略）…収支報告書の記載から見てその使途に疑問を抱くべき事由がないのにむやみに政務調査費の使途についてその調査を行うことは、調査権の

濫用であって、議員活動の自主性を尊重するという観点からも許されるべきではないが、他面、政務調査費の使途に合理的な疑問がある場合にその使途を調査するということは、およそ議員活動の自主性を尊重するということは別次元の問題であって、それは決して議員活動に対する不当な干渉や介入ではなく、両者は矛盾衝突しないのである」と判示する。

- (イ) 政務調査費の適正使用に関する会派及び議員，議会並びに市長の具体的な事務  
本市では、前記(ア)で述べた基本的な考え方により政務調査費制度を運用しているが、次に、この基本的な考え方に基づき制度化されている会派及び議員，議長並びに市長の具体的な事務について述べる。（注1）

（注1）本件住民監査請求は政務調査費の目的外使用を主張するものであるため、ここでは、これに関連する事務について述べている。政務調査費制度の全体の事務に触れるものではないため、ここでは記述しない事務（例、会派結成届）もある。

#### A 会派及び議員による適正使用の確保（第一次的な管理）

##### (A) 会派の責務

本市の政務調査費制度では、会派の代表者が当該会派の政務調査費の執行責任者である旨明記するとともに（本件要領第4条第1号）、実務上の責任者を明らかにするために、各会派に経理責任者を置くべき旨を定める（本件条例第9条第1項）。また、会派の代表者と経理責任者が中心となり、各会派が政務調査費の適正な使用を確保するよう、具体的に次のような責務を課している。

- a 年間執行計画書の作成・保管  
年間執行計画書を作成し、保管すること（本件要領第2条）
- b 作成した資料の整理・保管  
資料作成費で作成した資料を整理、保管すること（本件要領第3条第1号）
- c 購入した資料の整理・保管  
資料購入費で購入した資料を整理、保管すること（本件要領第3条第2号）
- d 開催した研究会等の書類の整理・保管  
研究会等を開催した場合、関係する案内、記録等の書類を整理、保管すること（本件要領第3条第3号ア）
- e 参加した研究会等の書類の整理・保管  
他の団体が主催する研究会等に参加した場合、関係する案内、記録等の書類を整理、保管すること（本件要領第3条第3号イ）
- f 調査委託書の作成・保管  
調査を委託した場合、調査委託書を作成し、保管すること（本件要領第3条第3号エ）
- g 成果物の整理・保管  
研究研修費を支出した調査の成果物を整理、保管すること（本件要領第

3条第3号オ)

- h 広報広聴活動に係る記録及び資料等の整理・保管  
広報広聴活動に係る記録及び資料等を整理・保管すること（本件要領第3条第4号）
- i 出張依頼書及び出張報告書の作成・保管  
出張依頼書を作成するとともに、出張報告書を作成し、保管すること（本件要領第3条第6号ア、ウ）
- j 支出書による支出  
支出書により経費の支出を行うこと（本件要領第4条第2号）
- k 領収書、証票類等を徴すること  
経費の支出に当たっては、原則として領収書、証票類等を徴すること（本件要領第4条第3号ア）
- l 出納の管理、領収書等の整理  
政務調査費の出納を管理し、金銭出納簿の記載や支出の根拠となるべき領収書等を常に整理しておくこと（本件要領第4条第4号）
- m 専用の預金口座  
政務調査費の保管については、専用の預金口座を備えること（本件要領第4条第5号）
- n 会計帳簿、領収書等の証拠書類の整理・保管  
会計帳簿を備えるとともに領収書等の証拠書類を整理し、5年間保管すること（本件条例第12条第1項）

(B) 交付対象議員の責務

「会派及び議員交付」を選択した会派に属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）に対しても、前記(A)で列挙したものに準じた責務が課されている。

B 議会による適正使用の確保（第二次的な管理）

(A) 各種届及び報告書等並びに議長による検査

前記Aのとおり、政務調査費の適正使用の確保のためには、まず、各会派及び交付対象議員による第一次的な管理が行われるが、さらに、それを補完するものとして、議会（注1）による第二次的な管理が行われる。具体的には次のようなものが定められている。

（注1）政務調査費制度では、規定上、「議長」とされることが多いが、実務上は、議長が独断・恣意的に処理するものではなく、重要なものは各派代表者会議に諮られるなど議会として取り組まれ、また、その他の庶務的なものは議会事務局において組織的に処理される（例えば、本件規程も、「議長が定める」とされるが、実務上は、各派代表者会議に諮られた上で全会派合意のもとで制定されている）。このような趣旨から、ここでは、一般的な記述の際には「議会」としている。

- a 会派交付についての届の提出を受けること

議員が会派を結成したとき、会派名、代表者、経理責任者、所属議員数、所属議員氏名を記載した、「会派結成届（本件規程様式第4号）」を会派の代表者から議長が受ける。

また、会派に異動が生じた場合は、異動年月日及び異動内容を記載した「会派異動届（本件規程様式第5号）」を会派の代表者から議長が受ける。会派が解散した場合も、会派名及び解散年月日を記載した「会派解散届（本件規程様式第6号）」を会派の代表者から議長が受ける。（本件条例第10条）

議長は、提出された「会派結成届」、「会派異動届」、「会派解散届」の写しを添付した「会派届出通知書（本件規程様式第7号）」を市長に送付する。（本件規程第4条第2項）

また、当該届は、議長の保有文書として情報公開制度の対象となる（後記jで詳述）。

- b 議長が政務調査費交付申請書等の提出を受け、さらに市長に提出すること

会派及び交付対象議員は、それぞれ「政務調査費交付申請書（本件規程様式第1号）」を作成し、議長に提出する。議長は、それを市長へ提出する（毎年度、議長を経由して申請）。

また、会派において、交付申請書で申請した所属議員数・申請額に変更が生じた場合は、「政務調査費交付変更申請書（本件規程様式第2号）」を会派の代表者から議長が受けた後、市長へ提出する（議長を経由して申請）。

交付対象議員において、政務調査費交付についての申請事項に変更が生じた場合は、変更時期及び変更事項を記載した「政務調査費交付申請事項変更届（本件規程様式第3号）」を同議員から議長が受けた後、市長へ提出する（議長を経由して申請）（本件規程第2条）。

- c 補助員等雇用届の提出を受けること

会派及び交付対象議員が調査研究のために必要な補助員等を雇用した場合は、補助員等の氏名・生年月日・住所・雇用期間を記載した「補助員等雇用届（本件要領様式第3号）」を会派の代表者又は交付対象議員から議長が受ける。すでに届け出た事項に変更が生じた場合も、同様に「補助員等雇用届」を会派の代表者又は交付対象議員から議長が受ける。（本件要領第3条第5号）

また、当該届は、議長の保有文書として情報公開制度の対象となる（後記jで詳述）。

- d 国外出張届及び国外出張報告書の提出を受けること

会派から依頼を受けた議員及び交付対象議員が調査研究のために必要な国外出張をする場合は、予め出張者氏名・用務先・調査内容・出張期間・出張費を記載した「国外出張届（本件要領様式第6号）」を会派の代表者又は交付対象議員から議長が受ける。

出張後は、調査結果を添付した「国外出張報告書(本件要領様式第7号)」を会派の代表者又は交付対象議員から議長が受ける。(本件要領第3条第6号オ)。

また、当該届及び報告書は、議長の保有文書として情報公開制度の対象となる(後記jで詳述)。

e 事務所設置届の提出を受けること

会派及び交付対象議員が調査研究のために必要な事務所を設置したときは、事務所の住所、管理責任者氏名、設置年月日を記載した「事務所設置届(本件要領様式第8号)」を会派の代表者又は交付対象議員から議長が受ける。すでに届け出た事項に変更が生じた場合も同様に「事務所設置届」を会派の代表者又は交付対象議員から議長が受ける。(本件要領第3条第7号)

また、当該届は、議長の保有文書として情報公開制度の対象となる(後記jで詳述)。

f 備品設置届の提出を受けること

会派が調査研究のために必要な電源を使用する事務機器その他の備品を会派控室に設置する場合は、予め設置事務機器・備品名、電源の使用量等を記載した「備品設置届(本件要領様式第9号)」を会派の代表者から議長が受ける。(本件要領第3条第8号)

また、当該届は、議長の保有文書として情報公開制度の対象となる(後記jで詳述)。

g 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しの提出を受けること並びに議長による検査

議長は毎年4月30日を期限として、政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員から、収支報告書及び1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しの提出を受ける。(本件条例第12条第2項)。

議長はこれらの書類を検査する(本件要領第6条第1項)が、本件規程において議会が定めた用途基準や各種届等に照らし、政務調査費の目的外支出がないか多面的に検査するものである。

収支報告書は本件条例の定めにより閲覧に供され、また、領収書等の証拠書類の写しは議長の保有文書として情報公開制度の対象となる(後記jで詳述)。

(a) 検査の項目

① 収支報告書についての検査項目

㊦ 交付申請との整合性の検査

会派及び交付対象議員から、年度当初等又は変更時に議長に提出されている政務調査費交付(変更)申請書と当該収支報告書の記載内容との整合性を検査するもの。

㊧ 様式の確認

会派交付、議員交付それぞれの支給形態により、本件規程に定め

られた様式であるかを確認するもの。

- ㉞ 記入事項の確認  
日付、会派名、金額、摘要欄などの記入漏れ、押印等の記入事項を確認するもの。
- ㉟ 違算の確認  
摘要欄の内訳と金額欄の整合、収入と支出の整合、剰余金の計算など収支報告の計算について確認するもの。
- ㊱ 金額面での検査  
摘要欄に記載された金額等について社会通念上妥当なものか金額について検査するもの。
- ㊲ 使途基準についての検査  
本件規程別表に定める政務調査費使途基準（以下「本市使途基準」という。）にあった支出であるかについて「政務調査費使途基準の取扱について」に基づき、摘要欄の記載内容が政務調査費で支出できる経費であるか、項目の振り分けは適切かなどを検査するもの。
- ㊳ 領収書等の証拠書類との整合性の検査  
収支報告書に記載されている各項目の金額が、添付されている領収書等の証拠書類の写しの金額の合計と同額もしくはそれ以上であるかを検査するもの。
- ㊴ 補助員等雇用費・事務所費等にかかる各種の届や報告書との整合性の検査  
各会派及び交付対象議員から提出されている各種の届や報告書の記載内容と収支報告書の記載内容の整合性を検査するもの。
- ② 領収書等の証拠書類の写しについての検査項目
  - ㊵ 様式の確認  
適正な領収書の写し又はその他の証拠書類であるかなど様式について確認するもの。
  - ㊶ 記入事項の確認  
日付、宛名、金額、内訳欄などの記入漏れ、押印等の記入事項を確認するもの。
  - ㊷ 違算の確認  
内訳と金額欄の整合、添付用紙の合計欄の額と添付されている領収書の合計額の整合、額面が5万円以上であるかなど証拠書類の計算について確認するもの。
  - ㊸ 金額面での検査  
記載された金額及び内訳について社会通念上妥当なものか金額について検査するもの。
  - ㊹ 本市使途基準についての検査  
本市使途基準にあった支出であるかについて「政務調査費使途基準の取扱について」に基づき、記載内容が政務調査費で支出できる



経費であるか、項目の振り分けは適切かなどを検査するもの。

㊦ 収支報告書との整合性の検査

領収書等の証拠書類の写しの内容と、収支報告書の摘要欄の内容の整合を検査するもの。

h 議長の関係書類の提出請求権

議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者又は交付対象議員に対して関係書類の提出を求めることができる（本件要領第6条第1項）。

また、当該関係書類は、原則として、議長の保有文書として情報公開制度の対象となる（後記jで詳述）。

i 関係書類の修正命令権

議長は、不適正な関係書類の修正を命ずることができる（本件要領第6条第2項）。

j 収支報告書の閲覧及び議長が保有する文書の情報公開

議長に提出された収支報告書は、閲覧に供される（本件条例第14条第2項）。

また、議長に提出される前掲の文書は、議長が福岡市情報公開条例の実施機関であることから、市情報公開制度により、市民に開示される。

このように、議長が保有する文書を公開することにより、議会においても政務調査費の使途等の一層の透明化が図られている。

(B) 議会による適正使用の確保に関する本市の特色

前記(A)で掲げた様々な制度は、他の地方公共団体においても一般的に見られるものであるが、本市の特色として、これらに加え、議会が政務調査費の関係法規の制定や解釈に関して、主体的に関わっている点が挙げられる。

本市では、他の地方公共団体に比べ早期に領収書等の証拠書類の写しの提出を義務づけているが、このような政務調査費の更なる適正化・透明化に向けた積極的な条例改正も議員提案条例により行われたものである。

また、本件条例の下位法規についても、多くの政令指定都市では市長が定める規則に委ねているのに対して、本市では議長が定める規程に委ねており、政務調査費の使途の基本となる本市使途基準も、この規程の中で定められている（注1）。また、さらに具体的な使途を例示する「政務調査費使途基準の取扱について」も政務調査費制度の導入時から各党派合意のもとで作成し、政務調査費の適正執行に努めている。

（注1）このため、政務調査費の使途基準の解釈に対する市長の関与については、政務調査費条例や市長の規則において使途基準が規定されることが多い他の地方公共団体とは、必ずしも同列では論じられない。

C 市長の関わり

前記(ア)で述べた基本的な考え方により、また、前記Bのとおり議会により行われる多面的な検査等を前提として、市長の事務が行われる。

市長が政務調査費の適正使用の確保に関連して行う事務として本件条例、本件規程及び本件要領が定めるものは、次に掲げるもののみである。

(A) 議長から会派届出通知書の送付を受けること（本件規程第4条第2項）

市長は、議長から会派届出通知書の送付を受ける。

(B) 政務調査費交付申請書の提出を受けること（本件規程第2条）

市長は、会派及び交付対象議員から、議長を経由して、政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書及び政務調査費交付申請事項変更届の提出を受ける。

(C) 議長から収支報告書の写しの送付を受けること（本件規程第6条）

市長は、議長から収支報告書の写しの送付を受けるが、特に、これらに対する調査権等は規定されていない。

政務調査費が市の公金であることから、市の予算執行を担う市長としてその責任を果たす必要があるが、他方、政務調査費の特質から、政務調査費に関する事務を行うに当たっては議員活動の自主性を尊重する必要もある。平成16年7月29日仙台高等裁判所判決（注1）をはじめとする判例も、このような考え方に立つものである。

この平成16年7月29日仙台高等裁判所判決では、「収支報告書の記載から見てその用途に疑問を抱くべき事由がないのにむやみに政務調査費の用途についてその調査を行うことは、調査権の濫用であって、議員活動の自主性を尊重するという観点からも許されるべきではないが、他面、市長は政務調査費の用途に合理的な疑問がある場合にその用途を調査することは許される」旨の判断が示されており、市長が議長から収支報告書の写しの送付を受けた際には、このような考え方からこれらの写しを確認することが求められる。無論、調査等の結果、会派等に政務調査費の目的外支出があり不当利得が生じていることが明らかになれば、必要な返還請求を行うこととなる。

なお、政務調査費の目的外支出があるか否かの市長の判断は、これまで述べてきたとおり、市長の不当な干渉等を排除すべきであることから、市長の恣意的な独自の判断基準で行うことなく、可能な限り、判例等の客観的指標に拠るべきこととなる。

（注1）平成16年7月29日仙台高等裁判所判決は、「収支報告書の送付を受けた市長としては、…（中略）…収支報告書の記載から見てその用途に疑問を抱くべき事由がないのにむやみに政務調査費の用途についてその調査を行うことは、調査権の濫用であって、議員活動の自主性を尊重するという観点からも許されるべきではないが、他面、政務調査費の用途に合理的な疑問がある場合にその用途を調査するという事は、およそ議員活動の自主性を尊重するという事とは別次元の問題であって、それは決して議員活動に対する不当な干渉や介入ではなく、両者は矛盾衝突しないのである」と判示する。

(D) 政務調査費に残余がある場合に会派又は交付対象議員から返還を受けること（本件条例第 13 条）

会派の代表者及び交付対象議員は、その年度において交付を受けた政務調査費から、その年度において支出した総額を控除して残余がある場合は、これを速やかに市長に返還しなければならない。

イ 平成 18 年度に交付された政務調査費の適正使用の確保に関して、会派及び議員、議会並びに市長がそれぞれ行った事務

本件政務調査費に関する住民監査請求は平成 18 年度交付分の政務調査費に関するものであるため、次に、ア－(ア)で述べた基本的な考え方や、ア－(イ)で述べた会派及び議員、議会並びに市長のそれぞれが担当する事務に従い、同年度交付分の政務調査費に関して、実際にそれぞれにより行われた事務について述べる。

(ア) 平成 18 年度に交付された政務調査費の適正使用の確保に関して会派及び交付対象議員により行われた事務

前記アで述べた政務調査費の特質から会派及び交付対象議員に委ねられた事務であり、その趣旨から、市長としてこれらの事務については把握していない。

(イ) 平成 18 年度に交付された政務調査費の適正使用の確保に関して議会により行われた事務

平成 18 年度に交付された政務調査費の適正使用の確保に関して議会により行われた事務について、以下、順に述べる。

A 議長が政務調査費交付申請書の提出を受け、さらに市長に提出すること

(A) 年度当初

平成 18 年 4 月 3 日、次の会派及び交付対象議員から、議長に対して、政務調査費交付申請書が提出された。当該申請書は議長を経由して、市長に提出されることになっているため、議長は、同日、市長に当該申請書を提出した。

- ・自由民主党福岡市議団
- ・公明党福岡市議団
- ・みらい福岡市議団
- ・日本共産党福岡市議団
- ・民主・市民クラブ
- ・社民・市政クラブ福岡市議団
- ・ふくおかネットワーク
- ・平成会
- ・大神研裕議員
- ・福田康男議員
- ・石村一明議員
- ・小石原淳一議員

- ・稲員大三郎議員
- ・津田たかし議員
- ・川上義之議員
- ・青柳隆久議員
- ・浜地輝一議員
- ・進藤邦彦議員
- ・妹尾俊見議員
- ・川口浩議員
- ・光安力議員
- ・おばた久弥議員
- ・南原茂議員
- ・森英鷹議員
- ・友納博美議員
- ・富永計久議員
- ・伊藤嘉人議員
- ・川上晋平議員
- ・打越基安議員
- ・阿部真之助議員
- ・吉浦公生議員（「吉」の字は「土」の下に「口」）
- ・高田保男議員
- ・吉田重利議員
- ・木村幾久議員
- ・荒木龍昇議員

(B) 前記(A)以後

平成 18 年 4 月 5 日に議長は、民主・市民クラブから森山英樹議員の退会による 1 名減の会派異動届を受け、その内容を記載した会派届出通知書を市長に送付した。また、同日、森山英樹議員から政務調査費交付申請書の提出を受け、市長に提出した。

平成 18 年 5 月 1 日に議長は、平成会の解散届を受け、その内容を記載した会派届出通知書を市長に送付した。また、同日、高山博光議員から政務調査費交付申請書の提出を受け、市長に提出した。

B 議長が政務調査費交付変更申請書等の提出を受け、さらに市長に提出すること

議長は、平成 18 年 4 月 5 日に、民主・市民クラブから、森山英樹議員の退会による 1 名減の会派異動届を受け、その内容を記載した会派届出通知書を市長に送付した。また、同日、同クラブから所属議員数の 1 名減を内容とする政務調査費交付変更申請書の提出を受け、同日、同申請書を市長に提出した。

平成 18 年 5 月 1 日には、平成会の解散並びに水城四郎議員及び森山英樹議員

のみらい福岡市議団への入会の届を受け、その内容を記載した会派届出通知書を市長に送付した。

また、平成18年4月25日、みらい福岡市議団から、所属議員数の2名増を内容とする政務調査費交付変更申請書の提出を受け、同日、市長へ提出した。

C 各種報告書、届及び領収書等の証拠書類の写し並びに議長による検査

(A) 自由民主党福岡市議団への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該会派から議長に対して提出されたものはない。

（注1）会派結成届、収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b、領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該会派から議長に対して、平成19年5月1日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金23,760,000円及び預金利息4,247円の合計23,764,247円。

支出として、資料作成費238,671円（コピー代）、資料購入費609,956円（新聞、図書費）、研究研修費3,873,207円（研修会、会議会場借上料他）、広報広聴費14,386,390円（広報紙の発行経費他）、調査旅費2,148,991円（政策研究調査出張費、タクシー代交通費）、諸事務費2,401,702円（事務用品、通信費他）及びその他16,223円（振込料他）の合計23,675,140円。

剰余金として、収入額23,764,247円から支出額23,675,140円を控除した差引残額89,107円。

上記記載内容について、議長において、次の観点（23・24ページ再掲）を中心として多面的な検査が行われた。

㊦ 交付申請との整合性の検査

㊧ 様式の確認

㊨ 記入事項の確認

㊩ 違算の確認

㊪ 金額面での検査

㊫ 本市用途基準についての検査

㊬ 領収書等の証拠書類との整合性の検査

㊭ 補助員等雇用費・事務所費等にかかる各種の届や報告書との整合性の検査

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、当該会派から議長に対して、67件が提出されている。これらに対して、議長において、次の観点

(24・25 ページ再掲) を中心として多面的な検査が行われている。

- ㊦ 様式の確認
- ㊧ 記入事項の確認
- ㊨ 違算の確認
- ㊩ 金額面での検査
- ㊪ 本市用途基準についての検査
- ㊫ 収支報告書との整合性の検査

d 小括

前記 a, b 及び c により, 議長において, 当該会派の支出について違法な支出が認められないことが確認されている。

(B) 公明党福岡市議団への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について (注 1)

当該会派から議長に対して, 備品設置届 4 件が提出されている。

(注 1) 会派結成届, 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該会派から議長に対して, 平成 19 年 4 月 25 日, 次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として, 政務調査費交付金 50,400,000 円及び預金利息 3,670 円の合計 50,403,670 円。

支出として, 資料作成費 621,913 円 (コピー使用料・用紙代), 資料購入費 3,897,017 円 (新聞, 図書代), 研究研修費 1,757,500 円 (研究会・研修会等の開催に要する経費), 広報広聴費 18,246,009 円 (ホームページ経費, 議会活動についての報告会, 市政要望・情報収集等の会議費), 調査旅費 9,366,473 円 (調査研究の為に必要な市域内外への出張に要する旅費), 諸事務費 13,195,545 円 (コピー機保守料・事務機器・事務用品・通信費) 及びその他 451,676 円 (会議・調査に伴う諸経費) の合計 47,536,133 円。

剰余金として, 収入額 50,403,670 円から支出額 47,536,133 円を控除した差引残額 2,867,537 円。

上記記載内容について, 前記(A) - b - ㊦~㊫で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該会派から議長に対して, 収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして, 16 件が提出されている。これらに対して, 議長において, 前記(A) - c - ㊦~㊫で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a, b 及び c により, 議長において, 当該会派の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(C) みらい福岡市議団への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について (注1)

当該会派から議長に対して, 会派異動届 1 件, 補助員等雇用届 1 件 (1 名), 備品設置届 10 件, 国外出張届 3 件, 国外出張報告書 3 件が提出されている。

(注1) 会派結成届, 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該会派から議長に対して, 平成 19 年 5 月 1 日, 次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として, 政務調査費交付金 41,300,000 円及び預金利息 3,795 円の合計 41,303,795 円。

支出として, 資料作成費 9,285,125 円 (調査資料作成費, 議会質疑報告作成費等), 資料購入費 814,294 円 (図書, 新聞, 情報紙購入費等), 研究研修費 1,675,787 円 (調査委託, 講演会, 研修会参加費, 会派研修会経費等), 広報広聴費 5,220,589 円 (広報制作費), 補助員等雇用費 46,500 円 (職員雇用費 (臨時職員)), 調査旅費 3,595,015 円 (市域外調査出張費, 旅費等), 諸事務費 20,645,492 円 (電話, ファックス, リース代金, その他の事務経費) 及びその他 10,605 円 (振込手数料) の合計 41,293,407 円。

剰余金として, 収入額 41,303,795 円から支出額 41,293,407 円を控除した差引残額 10,388 円。

上記記載内容について, 前記 (A) - b - ㊦~㊧ で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該会派から議長に対して, 収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして, 112 件が提出されている。

これらに対して, 議長において, 前記 (A) - c - ㊦~㊧ で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a, b 及び c により, 議長において, 当該会派の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(D) 日本共産党福岡市議団への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について (注1)

当該会派から議長に対して、補助員等雇用届2件（3名）、補助員等雇用中止届1件（1名）、備品設置届1件が提出されている。

（注1）会派結成届、収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b、領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該会派から議長に対して、平成19年5月1日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金25,200,000円及び預金利息1,326円の合計25,201,326円。

支出として、資料作成費1,776,052円（コピー機消耗品代810,502円、代表質問パンフレット・予算要望書パンフレット・名刺など印刷・製本代965,550円）、資料購入費975,539円（新聞購読料398,426円、書籍・雑誌代563,513円、参考資料購入費13,600円）、研究研修費303,360円（政府陳情・調査、第二種市街地再開発事業に関する他都市調査及び調査委託101,850円、会派研修会費用181,010円、その他20,500円）、広報広聴費9,650,384円（議会報告のためのビラ作成費4,898,950円、ビラの新聞折込料2,468,010円、ホームページ更新料120,000円、シンポジウム経費40,000円、市政懇談会開催等広聴費418,104円、市民アンケート（封筒作成・返信郵送料）1,705,320円）、補助員等雇用費7,599,132円（給与・通勤交通費・社会保険料4月～6月3人分、7月～3月2人分）、調査旅費761,177円（市政報告、相談活動、調査研究等に必要な旅費・交通費等）、諸事務費2,292,554円（事務用品代601,976円、事務機器リース料573,405円、備品（パソコン、パソコン周辺機器など）187,464円、電話・通信代879,576円、雑費50,133円）の合計23,358,198円。

剰余金として、収入額25,201,326円から支出額23,358,198円を控除した差引残額1,843,128円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊸～㊾で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該会派から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、66件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊸～㊾で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記a、b及びcにより、議長において、当該会派の支出について違法な支出が認められないことが確認された。



(E) 民主・市民クラブへの交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該会派から議長に対して、会派異動届1件、事務所設置届1件が提出されている。

（注1）会派結成届、収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b、領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該会派から議長に対して、平成19年4月21日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金16,800,000円及び預金利息882円の合計16,800,882円。

支出として、資料作成費622,162円（コピー代、資料印刷代）、資料購入費461,560円（新聞代、書籍代）、研究研修費894,646円（会場借上代、セミナー会費・参加代、調査委託代、会議食糧代）、広報広聴費9,244,145円（会報企画代、会報印刷代、会報配布代）、調査旅費1,652,651円（タクシー代、バスカード代、よかネットカード代、Fカード代、JR券代、航空券代、出張宿泊代）、事務所費1,879,839円（事務所賃借代）、諸事務費1,138,944円（電話料金代、コピー機リース代、切手代、文具類等事務用品代、インターネット等通信代）及びその他863,253円（政務調査に係る来客用茶・茶菓子代、台所用品など雑貨代）の合計16,757,200円。

剰余金として、収入額16,800,882円から支出額16,757,200円を控除した差引残額43,682円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該会派から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、57件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記a、b及びcにより、議長において、当該会派の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(F) 社民・市政クラブ福岡市議団への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該会派から議長に対して、補助員等雇用届1件（1名）が提出されている。

(注1) 会派結成届、収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b、領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該会派から議長に対して、平成19年4月9日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金4,320,000円及び預金利息199円の合計4,320,199円。

支出として、資料作成費122,514円(会議資料、予算要望書等の印刷物の作成)、資料購入費1,023,707円(新聞、図書、実務便覧、事例集等の購入)、研究研修費1,184,378円(会議及び研修会開催・参加に伴う費用、市政全般に対する情報収集の為の調査及び委託費)、広報広聴費450,963円(議会活動、市政報告の広報、ホームページ作成費等)、補助員等雇用費100,000円(資料作成に伴う補助員雇用)調査旅費248,240円(調査活動、現地視察に要する旅費、会派を代表しての会議出張等に要する経費、旅費)、諸事務費997,540円(事務用品、通信費、コピー機、FAX等のリース料)及びその他192,549円(その他、市政に関する調査研究に要する経費)の合計4,319,891円。

剰余金として、収入額4,320,199円から支出額4,319,891円を控除した差引残額308円。

上記記載内容について、前記(A)-b-㉗~㉘で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該会派から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、2件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)-c-㉗~㉘で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記a、b及びcにより、議長において、当該会派の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(G) ふくおかネットワークへの交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について(注1)

当該会派から議長に対して、備品設置届1件が提出されている。

(注1) 会派結成届、収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b、領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該会派から議長に対して、平成19年4月24日、次の記載内容の収支

報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金 8,400,000 円及び預金利息 423 円の合計 8,400,423 円。

支出として、資料作成費 815,011 円（コピー代，活動報告書），資料購入費 376,167 円（図書，新聞，機関紙等購読料），研究研修費 2,438,375 円（「福祉」，「食と農」，「子ども」，「環境」，「男女共同参画」，「市民自治」の政策に関する調査委託，ジョブコーチフォーラム・日本子ども虐待防止学会参加費），広報広聴費 2,329,959 円（市議会レポート印刷代，郵送代，封筒代），調査旅費 714,640 円（全国市民政治ネットワーク全国集会，ローカルパーティ研究会旅費，市内現地調査等交通費），諸事務費 1,172,233 円（コピー機リース代，事務用品購入代，電話料金，切手代，インターネット等の通信費）及びその他 24,108 円（振込み手数料他）の合計 7,870,493 円。

剰余金として、収入額 8,400,423 円から支出額 7,870,493 円を控除した差引残額 529,930 円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㉗～㉙で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該会派から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、22 件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㉗～㉙で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a，b 及び c により、議長において、当該会派の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(H) 平成会への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注 1）

当該会派から議長に対して、補助員等雇用届 1 件（1 名），国外出張届 1 件，国外出張報告書 1 件，会派異動届 1 件，会派解散届 1 件が提出されている。

（注 1）会派結成届，収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b，領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該会派が平成 18 年 5 月 1 日に解散したことに伴い、平成 18 年 5 月 12 日に議長に対して、次の記載内容の収支報告書が提出されている（注 2）。

収入として、政務調査費交付金 700,000 円。

支出として、資料作成費 19,823 円（印刷代，コピー代，写真代），資料

購入費 20,580 円（書籍代，新聞代），研究研修費 90,210 円（会費，参加費），広報広聴費 236,840 円（配送料，郵便代），補助員等雇用費 45,210 円（調査員，事務補助費），調査旅費 193,340 円（調査・研究に係る交通費，会議等出席），諸事務費 92,409 円（事務用品代，コピーリース・カウンター，通信費）及びその他 1,575 円（振込手数料）の合計 699,987 円。

剰余金として，収入額 700,000 円から支出額 699,987 円を控除した差引残額 13 円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㉗～㉚で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

（注 2）当該会派は，平成 18 年 5 月 1 日に解散届を提出している。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該会派から議長に対して，収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして，3 件が提出されている。

これらに対して，議長において，前記(A)－c－㉗～㉚で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a，b 及び c により，議長において，当該会派の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(I) 大神研裕議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注 1）

当該交付対象議員から議長に対して，事務所設置届 1 件，補助員等雇用届 3 件（5 名）が提出されている。

（注 1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b，領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して，平成 19 年 5 月 1 日，次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として，政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 26 円の合計 3,120,026 円。

支出として，資料作成費 38,500 円（調査研究資料作成のためのコピー代他），補助員等雇用費 1,650,000 円（調査研究のための補助員雇用費），調査旅費 180,000 円（調査研究のために要する市内交通費），事務所費 50,200 円（事務所賃借料（含光熱水費），諸事務費 302,500 円（事務用品，電話代，コピーリース代他）の合計 2,221,200 円。

剰余金として，収入額 3,120,026 円から支出額 2,221,200 円を控除した差引残額 898,826 円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㉗～㉚で列挙した 8 つの観点の中

心として多面的な検査が行われた。

- c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について  
当該交付対象議員から議長に対して提出された領収書等の証拠書類の写しはない。
- d 小括  
前記 a, b 及び c により, 議長において, 当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(J) 福田康男議員への交付分について

- a 議長に提出された各種届及び報告書等について (注 1)  
当該交付対象議員から議長に対して, 補助員等雇用届 1 件 (2 名), 事務所設置届 1 件が提出されている。

(注 1) 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

- b 議長による収支報告書の検査について  
当該交付対象議員から議長に対して, 平成 19 年 4 月 24 日, 次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として, 政務調査費交付金 3, 120, 000 円及び預金利息 566 円の合計 3, 120, 566 円。

支出として, 資料購入費 151, 278 円 (図書購入, 新聞購入), 広報広聴費 150, 005 円 (広報紙発行経費), 補助員等雇用費 1, 560, 000 円 (市政調査に係る補助員の雇用), 調査旅費 226, 132 円 (調査にかかる市内交通費), 事務所費 252, 063 円 (事務所の維持管理に係る経費 (光熱水費ほか)), 諸事務費 779, 494 円 (事務用品, 通信費等) の合計 3, 118, 972 円。

剰余金として, 収入額 3, 120, 566 円から支出額 3, 118, 972 円を控除した差引残額 1, 594 円。

上記記載内容について, 前記 (A) - b - ㊸~㊹ で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

- c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について  
当該交付対象議員から議長に対して, 収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして, 26 件が提出されている。

これらに対して, 議長において, 前記 (A) - c - ㊸~㊹ で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

- d 小括  
前記 a, b 及び c により, 議長において, 当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(K) 石村一明議員への交付分について

- a 議長に提出された各種届及び報告書等について (注 1)

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届 1 件（1 名）が提出されている。

（注 1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b，領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成 19 年 4 月 26 日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金 3,120,000 円。

支出として、資料作成費 123,600 円（印刷費（調査研究資料））、広報広聴費 1,260,000 円（市政報告会、勉強会開催経費（会場借上等））、補助員等雇用費 1,200,000 円（人件費）、諸事務費 535,360 円（電話、事務機器、事務用品）の合計 3,118,960 円。

剰余金として、収入額 3,120,000 円から支出額 3,118,960 円を控除した差引残額 1,040 円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、20 件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a，b 及び c により、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(L) 小石原淳一議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注 1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届 1 件（1 名）、事務所設置届 1 件が提出されている。

（注 1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b，領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成 19 年 4 月 26 日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 36 円の合計 3,120,036 円。

支出として、資料作成費 256,050 円（印刷費）、資料購入費 4,400 円（図書）、補助員等雇用費 1,200,000 円（市政活動補助員雇用経費）、調査旅費 405,323 円（通行料等（市内交通費））、事務所費 660,000 円（事務所

賃料) , 諸事務費 531,225 円 (通信費等) の合計 3,056,998 円。

剰余金として、収入額 3,120,036 円から支出額 3,056,998 円を控除した差引残額 63,038 円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊸～㊺で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、25件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊸～㊺で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記a, b及びcにより、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(M) 稲員大三郎議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について (注1)

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届1件(1名)が提出されている。

(注1) 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成19年5月1日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 385 円の合計 3,120,385 円。

支出として、資料購入費 28,500 円 (書籍, 資料代) , 補助員等雇用費 1,190,000 円 (雇用費) , 調査旅費 478,260 円 (調査活動交通費他) , 諸事務費 637,760 円 (通信費, 事務用品他) の合計 2,334,520 円。

剰余金として、収入額 3,120,385 円から支出額 2,334,520 円を控除した差引残額 785,865 円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊸～㊺で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、12件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊸～㊺で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a, b 及び c により, 議長において, 当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(N) 津田たかし議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について (注 1)

当該交付対象議員から議長に対して, 補助員等雇用届 1 件が提出されている。

(注 1) 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して, 平成 19 年 5 月 1 日, 次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として, 政務調査費交付金 3, 120, 000 円及び預金利息 227 円の合計 3, 120, 227 円。

支出として, 補助員等雇用費 2, 961, 000 円 (人材派遣料) の合計 2, 961, 000 円。

剰余金として, 収入額 3, 120, 227 円から支出額 2, 961, 000 円を控除した差引残額 159, 227 円。

上記記載内容について, 前記 (A) - b - ㊦~㊧で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して, 収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして, 12 件が提出されている。

これらに対して, 議長において, 前記 (A) - c - ㊦~㊧で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a, b 及び c により, 議長において, 当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(O) 川上義之議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について (注 1)

当該交付対象議員から議長に対して, 補助員等雇用届 1 件 (2 名), 事務所設置届 1 件が提出されている。

(注 1) 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して, 平成 19 年 4 月 26 日, 次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として, 政務調査費交付金 3, 120, 000 円及び預金利息 111 円の合計



3,120,111円。

支出として、資料作成費84,810円(資料印刷費)、資料購入費114,250円(図書費)、研究研修費483,512円(月定例勉強会会費)、広報広聴費137,160円(市議会活動報告費)、補助員等雇用費378,850円(補助員給与2名)、調査旅費257,376円(出張旅費、タクシー、バス代)、事務所費1,200,000円(事務所家賃)、諸事務費434,200円(事務用品、ハガキ代、切手代、電話代)及びその他29,953円(その他の経費)の合計3,120,111円。

剰余金として、収入額3,120,111円から支出額3,120,111円を控除した差引残額0円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、1件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記a、b及びcにより、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(P) 青柳隆久議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について(注1)

当該議員から議長に対して提出されたものはない。

(注1) 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b、領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成19年4月9日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金3,120,000円及び預金利息23円の合計3,120,023円。

支出として、資料購入費67,240円(図書、資料費)、研究研修費580,943円(研修会経費)、広報広聴費1,899,134円(広報紙発行費)、調査旅費519,300円(出張旅費、交通費)、諸事務費50,006円(事務用品、切手代他)の合計3,116,623円。

剰余金として、収入額3,120,023円から支出額3,116,623円を控除した差引残額3,400円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

- c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について  
当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、7件が提出されている。  
これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊸～㊿で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

- d 小括  
前記a, b及びcにより、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(Q) 浜地輝一議員への交付分について

- a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）  
当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届1件（1名）、事務所設置届1件が提出されている。  
（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

- b 議長による収支報告書の検査について  
当該交付対象議員から議長に対して、平成19年4月27日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。  
収入として、政務調査費交付金3,120,000円及び預金利息287円の合計3,120,287円。  
支出として、補助員等雇用費2,340,000円（補助員雇用費）、事務所費780,000円（事務所賃借料）の合計3,120,000円。  
剰余金として、収入額3,120,287円から支出額3,120,000円を控除した差引残額287円。  
上記記載内容について、前記(A)－b－㊸～㊿で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

- c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について  
当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、24件が提出されている。  
これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊸～㊿で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

- d 小括  
前記a, b及びcにより、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(R) 進藤邦彦議員への交付分について

- a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）  
当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届1件（1名）、事

務所設置届 1 件が提出されている。

(注 1) 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成 19 年 4 月 23 日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 142 円の合計 3,120,142 円。

支出として、資料作成費 23,252 円(調査研究にかかるコピー代), 資料購入費 980 円(調査研究に係る書籍), 補助員等雇用費 1,080,000 円(補助員雇用費), 調査旅費 590,920 円(調査交通費(市内交通費及び市外調査旅費)), 事務所費 776,048 円(事務所賃借料, 光熱水費), 諸事務費 648,942 円(事務用品, 電話料, 通信費)の合計 3,120,142 円。

剰余金として、収入額 3,120,142 円から支出額 3,120,142 円を控除した差引残額 0 円。

上記記載内容について、前記(A) - b - ㊦～㊧で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、12 件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A) - c - ㊦～㊧で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a, b 及び c により、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(S) 妹尾俊見議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について(注 1)

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届 1 件(1 名)が提出されている。

(注 1) 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成 19 年 4 月 25 日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 525 円の合計 3,120,525 円。

支出として、資料作成費 301,000 円(印刷代, 筆耕料), 資料購入費 105,918 円(新聞, 図書, 雑誌), 研究研修費 4,000 円(舞鶴中学校青少

年健全育成協議会参加料)，補助員等雇用費 1,500,000 円（雇用費），調査旅費 90,310 円（市内交通費），諸事務費 1,119,000 円（切手，電話料金，事務機リース代，事務用品）の合計 3,120,228 円。

剰余金として，収入額 3,120,525 円から支出額 3,120,228 円を控除した差引残額 297 円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して，収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして，14 件が提出されている。

これらに対して，議長において，前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a，b 及び c により，議長において，当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(T) 川口浩議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注 1）

当該交付対象議員から議長に対して，補助員等雇用届 1 件（1 名），国外出張届 1 件，国外出張報告書 1 件が提出されている。

（注 1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b，領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して，平成 19 年 4 月 26 日，次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として，政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 378 円の合計 3,120,378 円。

支出として，資料購入費 4,400 円（書籍），研究研修費 86,000 円（議員インターンシップ等参加費），補助員等雇用費 2,675,421 円（補助員給与），調査旅費 223,050 円（釜山視察旅費，市内タクシー代等），諸事務費 82,422 円（事務用品等）及びその他 7,770 円（振り込み手数料）の合計 3,079,063 円。

剰余金として，収入額 3,120,378 円から支出額 3,079,063 円を控除した差引残額 41,315 円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して，収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類

の写しとして、13件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記a, b及びcにより、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(U) 光安力議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届1件（1名）、事務所設置届1件が提出されている。

（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成19年4月26日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金3,120,000円及び預金利息238円の合計3,120,238円。

支出として、資料購入費363,720円（新聞図書費、地図代ほか）、広報広聴費323,575円（市政活動レポート封筒代、写真代ほか）、補助員等雇用費1,380,000円（人件費）、調査旅費165,583円（市域内交通費、駐車料、燃料代ほか）、事務所費186,587円（光熱費、警備料ほか）、諸事務費672,557円（インターネット接続料、事務用品、事務機器リース料、電話料ほか）及びその他735円の合計3,092,757円。

剰余金として、収入額3,120,238円から支出額3,092,757円を控除した差引残額27,481円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、17件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記a, b及びcにより、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(V) おばた久弥議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届 2 件（3 名）、事務所設置届 1 件が提出されている。

（注 1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b、領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成 19 年 5 月 1 日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金 3,120,000 円。

支出として、広報広聴費 144,500 円（広報はがき印刷代）、補助員等雇用費 2,051,000 円（補助員の雇用費）、事務所費 399,000 円（事務所費家賃の 1/3（99,750 円×12 ヶ月÷3））及び諸事務費 525,500 円（切手代 286,100 円、事務機器 239,400 円）の合計 3,120,000 円。

剰余金として、収入額 3,120,000 円から支出額 3,120,000 円を控除した差引残額 0 円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、19 件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a、b 及び c により、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(W) 南原茂議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注 1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届 1 件（1 名）が提出されている。

（注 1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b、領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成 19 年 4 月 27 日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 269 円の合計 3,120,269 円。

支出として、資料購入費 17,955 円（調査資料購入）、広報広聴費 265,280 円（5/12 議会活動報告印刷代、2/5 携帯サイト代（広報用））、補助員等雇用費 1,925,500 円（雇用職員経費）、諸事務費 898,429 円（5

／12 パソコン 152,460 円， 2／2 切手代 347,000 円， 2／26 切手代 240,000 円) 及びその他 2,310 円 (振込手数料) の合計 3,109,474 円。

剰余金として，収入額 3,120,269 円から支出額 3,109,474 円を控除した差引残額 10,795 円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㉗～㉙で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して，収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして，17 件が提出されている。

これらに対して，議長において，前記(A)－c－㉗～㉙で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a， b 及び c により，議長において，当該会派の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(X) 森英鷹議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について (注 1)

当該交付対象議員から議長に対して，補助員等雇用届 1 件 (1 名)，事務所設置届 1 件が提出されている。

(注 1) 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b，領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して，平成 19 年 4 月 26 日，次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として，政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 48 円の合計 3,120,048 円。

支出として，資料購入費 47,100 円 (新聞等)，研究研修費 78,050 円 (研修会等の参加料，会費等)，広報広聴費 640,812 円 (広報紙等の配付，発行経費)，補助員等雇用費 852,000 円 (雇用経費)，調査旅費 122,760 円 (交通費 (市内交通費等))，事務所費 360,000 円 (事務所賃借料)，諸事務費 1,019,326 円 (事務機器賃借料，切手等) の合計 3,120,048 円。

剰余金として，収入額 3,120,048 円から支出額 3,120,048 円を控除した差引残額 0 円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㉗～㉙で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して，収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして，16 件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a, b 及び c により、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(Y) 友納博美議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届1件（1名）が提出されている。

（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成19年5月1日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 79 円の合計 3,120,079 円。

支出として、広報広聴費 958,557 円（議会報告経費（印刷代、切手等））、補助員等雇用費 2,160,000 円（補助員雇用）、諸事務費 1,360 円（事務用品）の合計 3,119,917 円。

剰余金として、収入額 3,120,079 円から支出額 3,119,917 円を控除した差引残額 162 円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、16件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a, b 及び c により、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(Z) 富永計久議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届1件（1名）、事務所設置届1件が提出されている。

（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。



b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成19年4月27日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金3,120,000円及び預金利息40円の合計3,120,040円。

支出として、資料購入費41,060円（新聞等）、研究研修費7,750円（会場使用料）、広報広聴費661,865円（市政・議会活動報告（印刷・郵送費等））、補助員等雇用費600,000円（補助員費給与）、調査旅費400,275円（都市高速代、タクシー代等）、事務所費577,610円（家賃、光熱費等）、諸事務費816,080円（事務用品、通信費（電話代、切手等）及びその他315円（振込手数料）の合計3,104,955円。

剰余金として、収入額3,120,040円から支出額3,104,955円を控除した差引残額15,085円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、7件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記a、b及びcにより、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(AA) 伊藤嘉人議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届2件（3名）、事務所設置届1件、国外出張届1件、国外出張報告書1件が提出されている。

（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b、領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成19年4月24日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金3,120,000円及び預金利息193円の合計3,120,193円。

支出として、資料作成費22,605円（写真代他（調査研究に係る資料作成関連））、資料購入費150,980円（調査研究のため新聞他資料購入費）、広報広聴費383,250円（議会活動報告書作成費）、補助員等雇用費1,920,000円（調査研究のため必要な補助員の雇用費）、調査旅費

204,800円（調査研究の出張旅費，調査研究の為の交通費），事務所費240,000円（事務所管理経費（光熱水費）），諸事務費198,381円（事務用品，電話料金，切手代他）の合計3,120,016円。

剰余金として，収入額3,120,193円から支出額3,120,016円を控除した差引残額177円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して，収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして，13件が提出されている。

これらに対して，議長において，前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記a，b及びcにより，議長において，当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(AB) 川上晋平議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して，補助員等雇用届1件（1名），事務所設置届1件，国外出張届1件，国外出張報告書1件が提出されている。

（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b，領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して，平成19年4月27日，次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として，政務調査費交付金3,120,000円及び預金利息187円の合計3,120,187円。

支出として，資料購入費192,192円（平成18年度予算書，職員録，議会質問の作成用資料，書籍，新聞等），研究研修費110,500円（議員インターンシップ参加費等），補助員等雇用費1,011,000円（補助員給与），調査旅費285,400円（都市高速，タクシー，駐車場，飛行機代等），事務所費1,185,834円（事務所家賃，光熱費等），諸事務費333,049円（プリンタ，電話代，事務用品（コピー機リース代含む）等）及びその他1,890円（振り込み手数料）の合計3,119,865円。

剰余金として，収入額3,120,187円から支出額3,119,865円を控除した差引残額322円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、13 件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a, b 及び c により、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(AC) 打越基安議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注 1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届 1 件（1 名）、国外出張届 1 件、国外出張報告書 1 件が提出されている。

（注 1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b、領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成 19 年 4 月 26 日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 450 円の合計 3,120,450 円。

支出として、資料作成費 374,100 円（市議会質問集印刷製作費 346,500 円、市政懇談会用資料代 27,600 円（資料 10 円×5 枚×400 部、封筒 19 円×400 枚））、広報広聴費 2,208,651 円（市政懇談会会場費 13,100 円（10 カ所）、活動レポート（うちこしりレポート）①企画製作費 262,500 円（10 号～14 号）②発送準備 330,400 円、③郵送・配送料 1,600,613 円、④掲載写真代 2,038 円）、補助員等雇用費 480,000 円（40,000 円×12 ヶ月）、調査旅費 34,500 円（国外出張 H18.8.29～8.30 福岡⇄釜山）、及びその他 1,050 円（振込手数料）の合計 3,098,301 円。

剰余金として、収入額 3,120,450 円から支出額 3,098,301 円を控除した差引残額 22,149 円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、9 件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a, b 及び c により、議長において、当該交付対象議員の支出につ

いて違法な支出が認められないことが確認された。

(AD) 阿部真之助議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届1件（2名）、事務所設置届1件が提出されている。

（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b、領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成19年4月27日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金3,120,000円及び預金利息7円の合計3,120,007円。

支出として、資料作成費289,320円（市政報告などに使用する資料、データ作成経費）、資料購入費192,360円（調査研究に必要な書籍、雑誌、新聞購入経費）、研究研修費72,000円（他団体の研修会参加費及び研修会開催経費）、広報広聴費823,400円（議員活動及び市政に関する報告会会場費、市政報告レポート配布経費）、補助員等雇用費506,300円（補助員人件費）、調査旅費234,200円（調査活動に伴う交通費及び駐車場経費）、事務所費462,855円（事務所管理費（水道、光熱費を含む））、諸事務費539,572円（事務所における電話料金、切手etcの通信費）の合計3,120,007円。

剰余金として、収入額3,120,007円から支出額3,120,007円を控除した差引残額0円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊸～㊿で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して提出された領収書等の証拠書類の写しはない。

d 小括

前記a、b及びcにより、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(AE) 吉浦公生議員（「吉」の字は「土」の下に「口」）への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届1件（1名）、事務所設置届1件、国外出張届1件、国外出張報告書1件が提出されている。

（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b、領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成19年4月17日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金3,120,000円及び預金利息144円の合計3,120,144円。

支出として、資料作成費2,090円（調査資料作成代）、資料購入費3,300円（市関連資料購入費）、研究研修費729,000円（各種団体の研修・研究会等への参加と会費、政策作成会議の主催と参加）、広報広聴費1,422,000円（市民に対して市民からの市政に対しての広報活動（集会、会議等での市政報告））、補助員等雇用費155,000円（調査活動に必要な補助員の経費）、調査旅費414,800円（調査旅費（市内、ガソリン代等）、国際交流、教育施設関係視察旅費）、事務所費244,480円（事務所使用に対する光熱費等の分担経費）、諸事務費70,000円（文具、事務用品代）の合計3,040,670円。

剰余金として、収入額3,120,144円から支出額3,040,670円を控除した差引残額79,474円。

上記記載内容について、前記(A)－b－㊦～㊧で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して、収支報告書に併せて提出することが義務付けられている1件5万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして、2件が提出されている。

これらに対して、議長において、前記(A)－c－㊦～㊧で列挙した6つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記a、b及びcにより、議長において、当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(AF) 高田保男議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して、補助員等雇用届1件（1名）、事務所設置届1件が提出されている。

（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b、領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して、平成19年5月1日、次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として、政務調査費交付金3,120,000円及び預金利息190円の合計3,120,190円。

支出として、資料購入費330,840円（図書、新聞、雑誌購入）、研究研修費114,000円（研修会、学習会、勉強会等への調査経費及び会費、参加

費），広報広聴費 187,000 円（市政相談，市政報告会，説明会等に係る経費），補助員等雇用費 600,000 円（補助員の雇用に要する経費），調査旅費 486,000 円（調査研究のための会議，研究会や現地調査，視察等に係る経費），事務所費 354,501 円（事務所賃借料，光熱水費），諸事務費 920,703 円（コピー機賃借料，電話料金，通信費，他事務執行に要する経費）及びその他 126,500 円（上記の項目に分類できない調査研究に係る経費）の合計 3,119,544 円。

剰余金として，収入額 3,120,190 円から支出額 3,119,544 円を控除した差引残額 646 円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㉗～㉙で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して，収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして，14 件が提出されている。

これらに対して，議長において，前記(A)－c－㉗～㉙で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a，b 及び c により，議長において，当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(AG) 吉田重利議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注 1）

当該交付対象議員から議長に対して，補助員等雇用届 1 件（1 名），事務所設置届 1 件が提出されている。

（注 1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b，領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して，平成 19 年 4 月 24 日，次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として，政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 122 円の合計 3,120,122 円。

支出として，資料購入費 323,220 円（図書，実務便覧及び事例集等の購入），研究研修費 201,000 円（会議及び研修会開催に伴う費用全般（会場借上料，講師謝金），諸団体開催の研修会参加），広報広聴費 333,912 円（市政報告を広報するための経費及び市政相談等に要する経費），補助員等雇用費 518,400 円（調査研究のための資料収集及び市政相談等に関する資料作成に必要な補助員等の雇用に要する経費），調査旅費 277,818 円（調査研究のために必要な市域外への資料収集に要する旅費，他都市議員との意見交流及び調査活動等に要する交通費），事務所費 1,232,328 円（市民

相談所及び調査研究のために必要な事務所の設置，維持管理に要する経費（光熱水費），諸事務費 233,197 円（調査研究に必要な事務用品・事務機器その他の備品購入費，コピー機使用，電話料金，切手代，その他通信費，その他事務執行に要する経費）の合計 3,119,875 円。

剰余金として，収入額 3,120,122 円から支出額 3,119,875 円を控除した差引残額 247 円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㉗～㉘で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して，収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして，12 件が提出されている。

これらに対して，議長において，前記(A)－c－㉗～㉘で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a，b 及び c により，議長において，当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(AH) 木村幾久議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注 1）

当該交付対象議員から議長に対して，補助員等雇用届 1 件（1 名），事務所設置届 1 件が提出されている。

（注 1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b，領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員から議長に対して，平成 19 年 4 月 9 日，次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として，政務調査費交付金 3,120,000 円及び預金利息 4 円の合計 3,120,004 円。

支出として，資料作成費 242,996 円（チラシ作成費（含用紙代）），資料購入費 100,004 円（新聞代，書籍代），研究研修費 63,400 円（市政研究会主催会議資料，他団体研修会参加），広報広聴費 756,000 円（市議会ニュース作成，市政法律相談の開催経費（会場代，事務経費等）），補助員等雇用費 480,000 円（補助員等雇用費），調査旅費 677,000 円（調査研究交通費（市内交通費，ガソリン代）），事務所費 480,000 円（事務所賃料），諸事務費 320,604 円（ハガキ，切手，電話代，事務用品）の合計 3,120,004 円。

剰余金として，収入額 3,120,004 円から支出額 3,120,004 円を控除した差引残額 0 円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㉗～㉘で列挙した 8 つの観点の中

- c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について  
当該交付対象議員から議長に対して提出された領収書等の証拠書類の写しはない。
- d 小括  
前記 a, b 及び c により, 議長において, 当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(AI) 荒木龍昇議員への交付分について

- a 議長に提出された各種届及び報告書等について (注 1)  
当該交付対象議員から議長に対して, 補助員等雇用届 1 件 (1 名) が提出されている。

(注 1) 収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記 b, 領収書等の証拠書類の写しについては後記 c で別に述べる。

- b 議長による収支報告書の検査について  
当該交付対象議員から議長に対して, 平成 19 年 4 月 25 日, 次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として, 政務調査費交付金 3, 120, 000 円及び預金利息 21 円の合計 3, 120, 021 円。

支出として, 資料作成費 354, 482 円 (調査資料作成, 報告書作成等), 資料購入費 297, 566 円 (書籍, 新聞, 雑誌, DVD 等資料購入費), 研修費 8, 000 円 (研究会等参加費), 広報広聴費 864, 300 円 (市議会ニュース作成費等), 補助員等雇用費 900, 000 円 (調査活動補助員雇用費), 調査旅費 62, 870 円 (研究会, 他都市調査旅費), 諸事務費 378, 720 円 (コピーリース代, ホームページ管理費, 電話代, 文具, 切手代等) 及びその他 2, 780 円 (振込み手数料) の合計 2, 868, 718 円。

剰余金として, 収入額 3, 120, 021 円から支出額 2, 868, 718 円を控除した差引残額 251, 303 円。

上記記載内容について, 前記 (A) - b - ㊸~㊹ で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

- c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について  
当該交付対象議員から議長に対して, 収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして, 14 件が提出されている。

これらに対して, 議長において, 前記 (A) - c - ㊸~㊹ で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

- d 小括  
前記 a, b 及び c により, 議長において, 当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。



(AJ) 森山英樹議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して提出されたものはない。

（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b，領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員が平成18年5月1日にみらい福岡市議団に入会したことに伴い，平成18年5月22日に議長に対して，次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として，政務調査費交付金260,000円。

支出として，資料作成費84,250円（資料作成費），資料購入費27,275円（図書購入費），広報広聴費5,691円（公民館利用料，報告資料），調査旅費19,505円（交通費），諸事務費117,272円（切手代，事務用品費）の合計253,993円。

剰余金として，収入額260,000円から支出額253,993円を控除した差引残額6,007円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㊸～㊿で列挙した8つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して提出された領収書等の証拠書類の写しはない。

d 小括

前記a，b及びcにより，議長において，当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(AK) 高山博光議員への交付分について

a 議長に提出された各種届及び報告書等について（注1）

当該交付対象議員から議長に対して，補助員等雇用届1件（1名）が提出されている。

（注1）収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを除く。収支報告書については後記b，領収書等の証拠書類の写しについては後記cで別に述べる。

b 議長による収支報告書の検査について

当該交付対象議員が平成18年9月28日に議員辞職したことに伴い，当該交付対象議員から議長に対して，平成18年10月27日，次の記載内容の収支報告書が提出されている。

収入として，政務調査費交付金1,300,000円及び預金利息45円の合計1,300,045円。

支出として，資料作成費58,017円（印刷代，コピー代等），資料購入費266,059円（図書，新聞等購入費），研究研修費53,154円（会費等），広報広聴費414,515円（郵送代等），補助員等雇用費151,050円（事務補助

費），調査旅費 179,504 円（調査，研究に係る交通費），諸事務費 177,326 円（事務用品代，コピー機リース・カウンター代，通信費等）及びその他 420 円（振込手数料）の合計 1,300,045 円。

剰余金として，収入額 1,300,045 円から支出額 1,300,045 円を控除した差引残額 0 円。

上記記載内容について，前記(A)－b－㊸～㊾で列挙した 8 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

c 議長による領収書等の証拠書類の写しの検査について

当該交付対象議員から議長に対して，収支報告書に併せて提出することが義務付けられている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しとして，2 件が提出されている。

これらに対して，議長において，前記(A)－c－㊸～㊾で列挙した 6 つの観点を中心として多面的な検査が行われた。

d 小括

前記 a，b 及び c により，議長において，当該交付対象議員の支出について違法な支出が認められないことが確認された。

(AL) 総括

以上，平成 18 年度に交付された政務調査費に係る支出については，会派及び交付対象議員から提出された書類等から，議長において，違法な支出が認められないことが確認されている。

なお，平成 18 年 5 月 12 日，5 月 22 日，10 月 27 日及び同 19 年 5 月 15 日に，議長は会派及び交付対象議員からそれぞれ提出された収支報告書の写しを市長に提出している。

D 会派からの申し入れや新聞等の報道を受け，議会として対応したものについて

政務調査費の適正使用の確保に関して，議会は，前記アで述べたとおり，主体的な役割を果たしている。そのため，政務調査費の適正使用の確保に関して，何らかの疑念が生じた場合には，議会において，自主的にその事実関係の確認等に取り組まれている。本件住民監査請求に係る平成 18 年度交付の政務調査費に関しては，会派からの申し入れや新聞等の報道等を契機として，次のような取組みがなされている。

(A) 阿部真之助議員の補助員等雇用費及び事務所費について

平成 19 年 6 月 27 日付毎日新聞夕刊等において，「阿部真之助議員が調査研究活動のための事務所を自身が代表取締役をする会社に置き，家賃の一部を政務調査費から支出している」旨報じられたことを契機として，議会において，その事実関係の確認等が行われた。

本件については，まず議会事務局において，補助員人件費として 506,300

円が本市使途基準の補助員等雇用費「調査研究のために必要な補助員等の雇用に要する経費」として、事務所管理費（水道、光熱費を含む。）として462,855円が同基準の事務所費「調査研究のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」として支出されていることが収支報告書において確認され、さらに、事務所設置届にある事務所について現地で使用されている実態を確認するとともに、補助員等雇用届をもとに勤務形態・業務内容・実績について聞き取りを行った。また、事務所費及び補助員等雇用費の支出について、銀行振り込み控え及び領収書にて、報告書に記載のとおり相違ないことを確認している。

なお、各派代表者会議（平成19年6月28日）において、上記確認事項について議会事務局より報告を行っている。

政務調査費の在り方については、現在、各派代表者会議において、更なる使途基準の一層の明確化や制度の透明性向上を図るため、「政務調査費の使途に関するガイドライン（仮称）」の策定に向けた協議が行われており、その中で、補助員等雇用費及び事務所費の在り方に関しても協議が進められている。

#### (B) 川上義之議員及び川上晋平議員の事務所費について

平成19年6月28日付西日本新聞等において、「川上義之議員が、自身が代表取締役を務める会社に事務所を置き、政務調査費を不適正に支出している」旨及び「川上晋平議員が、自身が取締役を務める会社から不動産を借りて事務所を置き、政務調査費を不適正に支出している」旨報じられ、これを契機として、議会において、その事実関係の確認等が行われた。

本件については、議会事務局において、川上義之議員の事務所の現地訪問及び事務所設置届により事務所が開設されていることを確認するとともに、議員は当該会社の代表取締役ではあるものの、会社から報酬は得ていないこと、また、事務所は議員及び配偶者の所有でもないことを資産等報告書等により確認している。

また、川上晋平議員についても、事務所設置届により事務所が開設されていることを確認するとともに、議員は当該会社の役員ではあるものの、会社から報酬は得ていないこと、また、事務所は議員及び配偶者の所有でもないことを資産等報告書等により確認している。

政務調査費の在り方については、現在、各派代表者会議において、更なる使途基準の一層の明確化や制度の透明性向上を図るため、「政務調査費の使途に関するガイドライン（仮称）」の策定に向けた協議が行われており、その中で、事務所費の在り方に関しても協議が進められている。

#### (C) みらい福岡市議団の切手購入について

平成19年8月22日付読売新聞等において「みらい福岡市議団が、政務調査費で切手を不適切に大量購入している」旨報じられ、また、同月27日、日本共産党福岡市議団から議長に対して、政務調査費に関する問題の全容を

調査，公表することを求める申入書が提出されたことを契機として，議会において，その事実関係の確認等が行われた。

本件については，まず議会事務局において，本市用途基準の諸事務費「調査研究のために必要な事務用品，事務機器その他の備品購入費，電話料金，切手代その他の通信費，その他事務執行に要する経費」として，切手購入のために，諸事務費のうち 10,060,000 円が支出されていることが収支報告書及び領収書において確認され，さらに，各派代表者会議（平成 19 年 8 月 31 日）において，当該会派の代表者から，「政務調査費は会派で交付を受け，担当役員が議員からの請求により切手をまとめて購入し，議員が各自のレポート送付にあたって，切手による別納郵便を活用する際に使用している。」旨の説明があつている。

政務調査費の在り方については，現在，各派代表者会議において，更なる用途基準の一層の明確化や制度の透明性向上を図るため，「政務調査費の用途に関するガイドライン（仮称）」の策定に向けた協議が行われており，その中で，切手購入の在り方に関しても協議が進められている。

(D) 自由民主党福岡市議団の切手購入について

平成 19 年 8 月 27 日，日本共産党福岡市議団から議長に対して，前記申入書が提出されたことを契機として，議会において，その事実関係の確認等が行われた。

本件については，まず議会事務局において，本市用途基準の広報広聴費「調査研究活動，議会活動等について市民に報告し，広報するために要する経費」として，広報紙の発行経費 12,450,315 円が別納及び切手購入のために支出されていることが収支報告書及び領収書において確認され，さらに，各派代表者会議（平成 19 年 8 月 31 日）において，当該会派の代表者から，「会派において年 1 回，1～3 月に市議団レポートを市民に発送している。発送については各議員において切手による別納郵便を活用し郵送している。その必要経費を各議員からの請求に基づき，会派にて支出したもの。」旨の説明があつている。

政務調査費の在り方については，現在，各派代表者会議において，更なる用途基準の一層の明確化や制度の透明性向上を図るため，「政務調査費の用途に関するガイドライン（仮称）」の策定に向けた協議が行われており，その中で，切手購入の在り方に関しても協議が進められている。

(ウ) 平成 18 年度交付の政務調査費に関して市長が行った事務について

A はじめに

本件政務調査費に関する住民監査請求は平成 18 年度交付分の政務調査費に関するものであるため，次に，前記ア－(ア)で述べた基本的な考え方や，前記ア－(イ)－Cで述べた市長の担当する事務をもとに，同年度交付分の政務調査費に関して，実際に市長が行った事務について述べる。

B 市長が行った事務

(A) 政務調査費交付申請書の提出を受け、交付を決定すること

市長は、平成 18 年 4 月 3 日に、議長を経由して、全会派及び全交付対象議員の政務調査費交付申請書の提出を受け、同日、申請どおりの交付決定を行った。

また、平成 18 年 4 月 5 日に、議長を経由して、森山英樹議員から政務調査費交付申請書の提出を受け、同日、申請どおりの交付決定を行った。

また、平成 18 年 5 月 1 日に、議長を経由して、高山博光議員から政務調査費交付申請書の提出を受け、同日、申請どおりの交付決定を行った。

(B) 政務調査費交付変更申請書の提出を受け、変更交付の決定及び精算をすること

市長は、平成 18 年 4 月 5 日に議長から、民主・市民クラブの森山英樹議員の退会による 1 名減の会派異動を内容とする会派届出通知書の送付を受けた。また、同日、同会派から議長を経由して、所属議員数の 1 名減を内容とする政務調査費交付変更申請書の提出を受け、同日、申請どおりの変更交付決定及び 1,050,000 円の戻入の手続を行った。なお、同金額は平成 18 年 4 月 11 日に返還されたことを確認している。

平成 18 年 5 月 1 日には、議長から、平成会の解散並びに水城四郎議員及び森山英樹議員のみらい福岡市議団への入会を内容とする会派届出通知書の送付を受け、また、同年 4 月 25 日に、議長を経由して、みらい福岡市議団から、所属議員数の 2 名増を内容とする政務調査費交付変更申請書の提出を受け、変更交付を決定した。同年 5 月 12 日及び同月 22 日に、平成会及び森山英樹議員から収支報告書が提出され、それらの写しが、同日、市長に送付されている。市長は、5 月 12 日及び同月 22 日に、これらに伴う精算の手続を行った。なお、同年 5 月 23 日に、平成会から精算のため 1,400,013 円が、森山英樹議員から精算のため同年 5 月 18 日に 5 月及び 6 月分の 520,000 円及び同年 5 月 25 日に 4 月分の 6,007 円が返還されたことを確認している。

(C) 収支報告書の写しの送付を受け、交付の確定及び精算をすること

市長は、平成 18 年 10 月 27 日に、議長から、高山博光議員の収支報告書の写しの送付を受けた。

また、平成 19 年 5 月 15 日に、その他の会派及び交付対象議員からの収支報告書の写しの送付を受けた。

収支報告書の写しに記載の内容は、前記イ－(イ)－Cのとおりであるが、市長としても記載内容を確認の上、同日、平成 18 年度分の政務調査費の交付額を確定した。剰余金が生じている会派及び交付対象議員からは、次に掲げる日に、それぞれ収支報告書記載のとおり金額が返還されたことを確認している。(平成会及び森山英樹議員交付分の精算は、前記(B)に記載済)

- ・自由民主党福岡市議団…平成 19 年 5 月 21 日
- ・公明党福岡市議団…平成 19 年 5 月 16 日
- ・みらい福岡市議団…平成 19 年 5 月 22 日

- ・日本共産党福岡市議団…平成 19 年 5 月 25 日
- ・民主・市民クラブ…平成 19 年 5 月 17 日
- ・社民・市政クラブ福岡市議団…平成 19 年 5 月 17 日
- ・ふくおかネットワーク…平成 19 年 5 月 18 日
- ・大神研裕議員…平成 19 年 5 月 18 日
- ・福田康男議員…平成 19 年 5 月 17 日
- ・石村一明議員…平成 19 年 5 月 21 日
- ・小石原淳一議員…平成 19 年 5 月 23 日
- ・稲員大三郎議員…平成 19 年 5 月 18 日
- ・津田たかし議員…平成 19 年 5 月 22 日
- ・川上義之議員…剰余金がないため、精算の必要はなかった。
- ・青柳隆久議員…平成 19 年 5 月 17 日
- ・浜地輝一議員…平成 19 年 5 月 17 日
- ・進藤邦彦議員…剰余金がないため、精算の必要はなかった。
- ・妹尾俊見議員…平成 19 年 5 月 18 日
- ・川口浩議員…平成 19 年 5 月 29 日
- ・光安力議員…平成 19 年 5 月 28 日
- ・おばた久弥議員…剰余金がないため、精算の必要はなかった。
- ・南原茂議員…平成 19 年 5 月 18 日
- ・森英鷹議員…剰余金がないため、精算の必要はなかった。
- ・友納博美議員…平成 19 年 5 月 21 日
- ・富永計久議員…平成 19 年 5 月 17 日
- ・伊藤嘉人議員…平成 19 年 5 月 17 日
- ・川上晋平議員…平成 19 年 5 月 17 日
- ・打越基安議員…平成 19 年 5 月 18 日
- ・阿部真之助議員…剰余金がないため、精算の必要はなかった。
- ・吉浦公生議員（「吉」の字は「土」の下に「口」）…平成 19 年 5 月 18 日
- ・高田保男議員…平成 19 年 5 月 17 日
- ・吉田重利議員…平成 19 年 5 月 17 日
- ・木村幾久議員…剰余金がないため、精算の必要はなかった。
- ・高山博光議員…剰余金がないため、精算の必要はなかった。
- ・荒木龍昇議員…平成 19 年 5 月 24 日

ウ 本件住民監査請求において請求人らが主張している事項についての見解

(ア) はじめに

本件住民監査請求における請求人らの主張は、請求人らが使途基準に関する独自の解釈基準を提示していることが示すとおり、基本的に、使途基準の解釈の問題である。

政務調査費の使途基準は、議会が定める規程において規定されており、法制度上、その解釈については、第一次的には制定者である議会においてなされるもの

である。また、前述した二元代表制の趣旨を踏まえて、政務調査費の関係法令においては、収支報告書や一定額以上の領収書等の証拠書類等をもとに目的外支出の有無を検査する権限や関係書類等の提出を求める権限は、市長ではなく議長に与えられていることを勘案すれば、請求人らが主張する使途基準の解釈について、市長が積極的に関与することは制限されているものとする。

しかし、他方、政務調査費が市の公金であることから、市の予算執行を担う市長にも責任がある。仮に、政務調査費に関して、不当利得が生じているのであれば、当然、その返還を求める必要があり、また、公金の適正管理を担う者として、市民に対して説明責任も果たす必要もある。

よって、以上のような政務調査費の制度趣旨を踏まえて、以下、本件住民監査請求における請求人らの主張についての見解を述べる。

#### (イ) 請求人らの主張についての見解

##### A 請求人らが請求書（2ページ）において、②、③として掲げる主張について

###### (A) ②について

請求人らは「②市政に関する調査研究に資するために必要な経費の支出とは認められないもの」と主張している。請求人らは、独自に掲げる「解釈基準」を基準として、これに合致しない支出を目的外支出であると主張しているが、市長の判断は26ページで示すとおり、政務調査費制度の特質から、可能な限り、判例等の客観的指標に拠るべきものであり、請求人らの主張は認めることができない。詳細は、個別・具体的に検証する必要があるため、後記Bにおいて述べる。

###### (B) ③について

請求人らは「③収支報告書の記載内容が実際の支出内容と大幅に相違していたり、支出内容が市政に関する調査研究に資するために必要な経費の支出であるか否か、あるいは使途基準に適合しているか否かを確認できないもの」と主張している。当該主張については、大別すると、「収支報告書の記載内容が実際の支出内容と大幅に相違している」という点と、「支出内容が市政に関する調査研究に資するために必要な経費の支出であるか否か、あるいは使途基準に適合しているか否かを確認できない」という点の2点からなっている。

このうち前者については、請求人らにおいて支出行為が特定されていないため、請求人らがどの支出について「相違している」と認識しているのか、必ずしも明らかではない。後記Bにおいて、請求人らの個々の主張について見解を述べるので、そこで承知されたい。

また、後者については、「確認できない」との主張であるが、政務調査費に関しては、前記ア－(ア)で述べたとおり、政務調査費が公金から支出されるものであることからその使途等の透明性を確保する必要がある一方で、政務調査費の支出内容が明らかになることに伴い会派や議員の政策意図や具体的

な調査対象が知られるところとなり執行機関や他の会派等から調査目的の達成を妨げられるおそれもあるため、この双方の要請の調整を図る必要があるという特質がある。

本市が採用している領収書等の証拠書類の写しの提出という制度は、収支報告書のみを提出させる地方公共団体がほとんどだった時期に、可能な限り、この双方の要請の一方である透明性の確保を実現させようとする議会が、自ら条例案を提出し実現させたものである。また、本市では、収支報告書を閲覧に供しており、また、議長に提出される領収書等の証拠書類の写しや各種届出及び報告書（注1）についても情報公開の対象文書としている。

請求人らは、すべての政務調査費の支出について、個別・具体的にその用途を明らかにすることを求めているが、その主張は現行の制度の要請を超えるものであると考える。

（注1）これらの文書には、個人情報等の非開示情報も含まれることから、閲覧ではなく情報公開制度による開示としている。

## B 請求人らの個々の主張について

請求人らは、「政務調査費の支出として適正か否かは請求書別表の解釈基準に基づいて判断されなければならない」旨主張し、自ら掲げる「解釈基準」に合致しない政務調査費の支出には不当利得が生じているとの前提に立って本件住民監査請求を行っており、また、後日示された陳述書には、いくつかの特定の支出行為も含まれている。

そこで、以下、可能な限り、請求人らが請求書別表に掲げる「解釈基準」及び陳述書についての見解を述べる。

なお、請求書別表及び陳述書が政務調査費の本市用途基準の項目に沿って記載されているため、以下、それに準じ、本市用途基準の項目順に見解を示すこととする。

### (A) 資料作成費について

- a 請求人らは、請求書別表及び陳述書（6ページ）において、平成18年度徳島県包括外部監査報告を部分的に引用し、同報告が当該箇所において政務調査費の支出の是非について言及している印象を与える記述を行っているが、同報告の当該箇所は、県政報告書等は資料作成費ではなく広報広聴費で計上すべき旨を指摘したものであり、政務調査費の支出の是非について触れたものではない。このことは当該引用箇所の前後の部分から明らかである（注1）。

請求人らは同監査報告の引用を誤っているものと思料する。

（注1）平成18年度徳島県包括外部監査報告の記載は次のとおり。

「また、ガンバレ自由党についても、平成13年度に県政報告書として36万8,025円が、平成14年度に県政報告書として69万1,592円が、それぞれ計上されている。しかし、資料作成費は、あくまで会派が「議会審議に



必要な資料」を作成するために要する経費を支弁するものである（政務調査費規程5条・別表第1参照）。従って、単に会派の活動を県民に広報するに過ぎないものは、「議会審議に必要な資料」とは言い難く、このようなものにまで資料作成費を支出することは許されないと解すべきである。そもそも、これらの費用は広報費に計上されるべき性質のものであって、計上すべき項目を誤っていたと考えられる（もともと、広報費として計上することが当然に許されるわけではないことを付言する。）。」

- b 請求人代表者は、陳述書（6ページ）において、「みらい福岡は「調査資料作成費、議会質疑報告作成費」として総額928万5125円を支出しているが、みらい福岡の議会での質問、議会報告をみると一般的な質問であり、「議会審議に必要な資料」を作成するために要する経費でもなく「調査研究」の成果も全く見られない。」とし、目的外支出をしていると主張している。

しかしながら、政務調査費の制度趣旨を勘案すれば、調査研究活動の成果をどのように取り扱うかは、まったく取り上げないことも含めて、会派の裁量に委ねられているものと考えらるべきである。（平成19年2月9日札幌高等裁判所判決（注1））

よって、請求人代表者の当該主張は認めることができない。

（注1）平成19年2月9日札幌高等裁判所判決

「1審原告らは、調査研究が、その後の会派の活動に活用されなければならないと主張する。確かに、政務調査費が市政を担う議員の調査活動の基盤を充実させるために会派に支給されることからすると、会派の調査活動が市政に役立つものであることが必要である。しかしながら、例えば調査旅費に関して言えば、先進地調査については、調査研究の結果、調査研究をした課題について、会派として取り上げないとか、時機を見て取り上げるなどとの判断があり得るのであって、調査活動の結果をどのように取り扱うかは、独立の存在として会派の存在が認められている以上、各会派が広範な裁量権を持ち、その会派の判断は、尊重されなければならない。したがって、調査活動の結果が議会や委員会の質問や会派の政策提言に盛り込まれないからといって、当該調査活動が会派の調査活動として無駄であったとか、無意味であったとか言うことはできない。調査活動の結果が、その後の会派への活動に役立ったかどうかは、問われないうべきである。」

- c 請求人代表者は、陳述書（6ページ）において、みらい福岡市議団の資料作成費が「他の政党と比べて異常に高額な支出となっている。」とし、目的外支出をしていると主張している。

しかしながら、政務調査費の制度趣旨を勘案すれば、政務調査費をどのように使用するかについては、会派の自主性及び自律性を尊重し、当該会派の裁量に委ねられるものと考えらるべきである。（平成19年4月27日仙台地方裁判所判決（注1））

よって、請求人代表者の当該主張は認めることができない。

(注1) 平成19年4月27日仙台地方裁判所判決

「政務調査費をどのように使用するかについては会派の自主性及び自律性を尊重し、当該会派の裁量に委ねられるというのが法及び条例の趣旨であると解するのが相当」

d 請求人らは、請求書別表及び陳述書（7ページ）において、「議会報告集の作成、印刷費、日常の政党活動や議員活動のための資料作成、コピー機保守、代表質問、予算要望のための資料作成、名刺作成、活動報告等は、調査研究のための資料作成ではなく通常の議員活動、政党活動にあたるので、すべて目的外支出である。」と主張している。

「議会報告書の作成や活動報告等」については、平成15年10月15日宇都宮地方裁判所判決及びその控訴審である平成16年4月14日東京高等裁判所判決において「県議会において、県民の意思を適正に反映させることは必要不可欠であり、県民の意思を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であるところ、議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせることは、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものであり、調査研究のために有益な費用とすることができる」旨判示しているように、調査研究のため有益な費用であると考えられる。

「代表質問、予算要望のための資料作成」については、代表質問や予算要望は、調査研究活動の中心となるべき行政監視活動及び政策提言活動であり、そのための資料作成経費はまさに政務調査費の対象となる。

「印刷費、コピー機保守」については、会派又は議員の調査研究活動に関するものであれば、政務調査費の対象となる。

「日常の政党活動や議員活動のための資料作成」については、基本的には政務調査費の対象としていないが、それが会派又は議員の調査研究活動を含むような場合は、調査研究活動に係る経費を案分して政務調査費の対象とする場合も考えられる。

「名刺代」については、市民の要望や意見聴取の際に使用する名刺の代金については調査研究活動の経費として考えることも可能であるため、平成18年度においては、そのような場合の名刺代については政務調査費の対象として認識されていた。（なお、現在は各派代表者会議において見直しの検討中である。）

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

## (B) 資料購入費について

a 請求人らは、請求書別表及び陳述書（7ページ）において、平成18年度徳島県包括外部監査報告を引用し、「資料購入費として支出できる経費としては、議会審議に必要な専門的知識を得るための図書・資料等の購入に限定されるべき」と主張している。

しかしながら、前掲平成19年2月9日札幌高等裁判所判決が「会派の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ない」と判示し、また、平成19年5月25日青森地方裁判所判決（注1）が「たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は、調査研究に資する費用の一部といえることができる」と判示しているように、政務調査費の対象となる図書や資料等は、議会審議に必要な専門的知識を得るためのものに限定されず、会派又は議員の調査研究活動に資するものであれば、資料購入費として支出することができるものと考えらるべきである。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

（注1）平成19年5月25日青森地方裁判所判決

「書籍購入代金であることは書店発行の領収書からみて明らかであり、これらの書籍購入代金はたとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は、調査研究に資する費用の一部といえることができる」

- b 請求人らは、請求書別表及び陳述書（7ページ）において、「福岡市議の資料購入費については、購入図書名が不明なものがほとんどである。」とし、目的外支出をしていると主張している。

しかしながら、①政務調査費の制度趣旨を勘案すると会派又は議員の調査研究に対する執行機関等からの干渉を防止する必要があること（前掲平成17年11月10日最高裁判所判決及び前掲平成18年10月20日青森地方裁判所判決）、また、②会派又は議員相互間においても調査研究活動の不当な干渉を防止する必要があること、さらに③調査研究活動の対象は極めて広範なものであること（前掲平成19年2月9日札幌高等裁判所判決）などを踏まえると、調査研究のためにどのような図書を購入するかは会派又は議員の裁量に委ねられており（前記(A)－c及び(B)－a参照）、図書名が不明であったとしても、それをもって目的外支出となると考えることは適当ではない（前掲平成19年5月25日青森地方裁判所判決も同旨）。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

- c 請求人らは、請求書別表及び陳述書（7ページ）において、「新聞購読料、雑誌の購読料は一般的な議員活動である。」とし、目的外支出をしていると主張している。

しかしながら、前記(A)－c及び(B)－aに記述のとおり、会派又は議員の調査研究活動の対象は極めて広範なものであり、調査研究のためにどのような資料を購入するかは会派又は議員の裁量に委ねられていること（前掲平成19年2月9日札幌高等裁判所判決及び前掲平成19年4月27日仙台地方裁判所判決）を踏まえると、新聞や雑誌の購入が目的外支出となると考えることは適当ではない（前掲平成19年5月25日青森地方裁判所判決は、弘前市議会議員の東奥日報、陸奥新報等の新聞購読料への支出を適

法なものと判示している。)

また、請求人らは、住宅地図購入について、「これらはすべて選挙前の後援会活動のためのものであり目的外支出である。」と主張しているが、住宅地図はアンケート調査や市政相談などの広聴活動に必要なものであり、また、上記と同様、前記(A)－c及び(B)－aに記述のとおり、会派又は議員の調査研究活動の対象は極めて広範なものであり、調査研究のためにどのような資料を購入するかは会派又は議員の裁量に委ねられていること(前掲平成19年2月9日札幌高等裁判所判決及び前掲平成19年4月27日仙台地方裁判所判決)を踏まえると、それをもって目的外支出となると考えることは適当ではない。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

(C) 研究研修費について

- a 請求人らは、請求書別表及び陳述書(7ページ)において、「一般的な市政報告会や懇談会、市政相談、市民からの要望、要求を聴取することなどへの支出は後援会活動、政党活動、通常の議員活動への支出となり目的外支出である。」と主張している。

しかしながら、前掲平成15年10月15日宇都宮地方裁判所判決及び前掲平成16年4月14日東京高等裁判所判決が示すように「市政報告会」に係る経費は調査研究に有益な費用と考えられる(前記(A)－d参照)。

また、「懇談会」については、調査研究活動に関わるものは政務調査費の対象となると考えられる。

「市民相談、市民からの要望、要求」は、市民の多様な意見等を市政に反映させるために不可欠の活動であり、調査研究活動の中心的なものである(前記(A)－d参照)。

また、請求人代表者は、「領収書の記載では、ホテルでの市政報告会へ支出されている。」とし、目的外支出をしていると主張している。

主張の趣旨が必ずしも明らかではないが、「市政報告会」が政務調査費の対象となることは前述のとおりである。開催場所が「ホテルであることについては、飲食が主たる目的でない限り、調査研究活動の一環としての市政報告会の開催場所や形式は、会派又は議員の裁量に委ねられているものとするべきである(前記(A)－c参照)。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

- b 請求人代表者は、陳述書(7ページ)において、「委託費も定額で内容はまったく記載されていない。」とし、目的外支出をしていると主張している。

主張の趣旨が必ずしも明らかではないが、「収支報告書等において委託費の内容を具体的に記載すべきである。」という趣旨であるならば、前記(B)－bに記述のとおり、会派又は議員の調査研究活動への不当な干渉を防止する必要があることから、収支報告書等において委託内容を記載する

か否かは、会派又は議員の裁量に委ねられているものと考えらるべきである。この点、平成19年3月22日名古屋地方裁判所判決は「政務調査費の支出内容の明細は、会派の政策意図や具体的な調査対象を推知させるなどして、調査目的の達成を妨げるおそれがある」と判示している。

よって、請求人代表者の当該主張は認めることができない。

(D) 広報広聴費について

- a 請求人らは、請求書別表及び陳述書（8ページ）において、平成18年度徳島県包括外部監査報告、平成18年度長崎市包括外部監査報告及び岩手県政務調査費支出基準を引用し、「調査研究のため、市民からの意見聴取等の目的が明らかであるもの（市民からのアンケート調査のための印刷などと明記されているもの）以外は、議員や政党からの報告であり、調査研究活動のためのものとはいえない。」と主張している。

しかしながら、前掲平成15年10月15日宇都宮地方裁判所判決及び前掲平成16年4月14日東京高等裁判所判決が示すように、市政に関する広報活動は、仮に広聴活動を伴わない場合であっても、調査研究に有益な活動であり、政務調査費の対象と考えられる（前記(A)－d参照）。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

- b 請求人代表者は、陳述書（8ページ）及び添付資料②～④において、「うちこしレポート」（添付資料②）、「公明党わたなべ裕江市議会報告」（添付資料③）、「日本共産党市議会ニュース」（添付資料④）を提示して、「市政報告は議会での一般的な質問だけであり、調査研究の報告といえるものはわずかにアンケート報告のみでそれ以外には全くない。調査研究によらない議会の質問や一般的な市民相談は、政党活動、後援会活動であり、これらに関する広報公聴費への支出は目的外使用である。」と主張している。

しかしながら、請求人代表者が提示する添付資料②～④を確認する限り、これらの書類は、各会派又は各議員の市政に関する活動報告や市政の現状など市政に関する情報を市民に伝えるものであり、前記(A)－d及び前記(D)－aに記述のとおり調査研究に有益な活動として政務調査費の対象となるものと考えらる。

よって、請求人代表者の当該主張は認めることができない。

- c 請求人代表者は、陳述書（8ページ）において、「名刺代、市議会報告の郵送料、配送委託料なども調査研究活動の報告ではないためすべて目的外であり違法不当である。」と主張している。

しかしながら、「名刺代」については、前記(A)－dに記述のとおりであり、「市議会報告の郵送料、配送委託料など」についても、前記(A)－d及び前記(D)－aに記述のとおり、調査研究に有益な費用として政務調査費の対象となるものと考えらる。

よって、請求人代表者の当該主張は認めることができない。

d 請求人らは、請求書（3ページ）及び陳述書（8ページ）において、自由民主党福岡市議団の切手購入が大量であり政務調査費の目的外支出である旨を主張している。

しかしながら、前記(A)－cに記述のとおり、政務調査費をどのように使用するかについては、会派の自主性及び自律性を尊重し、当該会派の裁量に委ねられるものと考えべきである。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

なお、この件については、平成19年8月27日、日本共産党福岡市議団が、他の事項と併せて、問題の全容を調査、公表することを求める申入書を議長に提出したことを契機として、その事実関係の確認等について議会により自律的に対応されている。（詳細はイー(イ)－D－(D)参照）

e 請求人代表者は、陳述書（9ページ）において、自民党の切手購入費用に比較して、郵送する報告物の作成費が少ないのは不自然である旨を主張している。

しかしながら、政務調査費は、必ずしも要した経費の全てについて交付するものではなく、地方自治法及び本件条例の規定のとおり経費の一部に充てられることも想定されており、政務調査費として計上されていない資料や印刷物等があっても不相当であるとは考えられない。

よって、請求人代表者の当該主張は認めることができない。

f 請求人代表者は、陳述書（9ページ）において、光安議員の写真撮影料について、「議会事務局に「写真撮影は何のためか」と問うと「議会での質問のため」と回答した。」と主張している。

しかしながら、議会事務局職員がそのように回答した事実は確認できない。

なお、本件支出については、議会事務局職員が議員に選挙用でないのか確認したところ、「選挙用の写真は別の写真店で撮影しており、これは広報紙用の写真として撮影したものである」旨の回答を得ており、当該支出及び説明に特に不自然又は不合理な点はない。

よって、請求人代表者の当該主張は認めることができない。

#### (E) 補助員等雇用費について

a 請求人らは、請求書別表及び陳述書（9ページ）において「「議員の調査研究に資するための経費の一部」（地方自治法100条13項、政務調査費条例1条）を交付するという趣旨に照らして補助員等雇用費は、これまで見てきたように議会での質問、その報告をみると調査研究を行った補助員である形跡はない。調査研究のための補助員の雇用以外は、目的外支出である。」と主張している。

しかしながら、前記(A)－bに記述のとおり、調査研究活動の成果をどのように取り扱うかは、まったく取り上げないことも含めて、会派の裁量に委ねられているものと考えべきであるから、当該調査研究の成果が市議

会での質問やその報告等に反映されていないとしても、そのことをもって、政務調査費の目的外支出とすることは適当ではない（前掲平成 19 年 2 月 9 日札幌高等裁判所判決）。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

なお、請求人らは、当該主張の例として、請求書の事実証明書及び陳述書（9 ページ）において、阿部真之助議員の補助員等雇用費に関する新聞記事等を取り上げている。この件については、その事実関係の確認等について議会により自律的に対応されている。（詳細はイー（イ）－D－（A）参照）

- b 請求人らは、請求書（3 ページ）において、「全額もしくは大半が補助員等雇用費として支出されている。」とし、目的外支出をしていると主張している。

しかしながら、前記(D)－eに記述のとおり、政務調査費は必ずしも要した経費の全てについて交付するものではなく、経費の一部に充てられることも想定されていることから、会派又は議員における調査研究活動に要した経費の全額のうち、補助員等雇用費に関する経費のみを政務調査費によって支出し、その他の経費については自己資金等で賄う場合があっても、不適當であるとは考えられない。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

#### (F) 調査旅費について

- a 請求人らは、請求書別表及び陳述書（10 ページ）において、平成 18 年度徳島県包括外部監査報告を引用し、「このような基準に照らすと、福岡市議の海外視察は、調査の目的が「市の事務及び地方行財政に関する調査研究」という調査研究費の趣旨に適合するものはまったくない。」とし、目的外支出をしていると主張している。

しかしながら、本市においては、議員が調査研究のために会派の依頼を受けて又は議員個人が海外に出張する際には、用務先・調査内容・出張期間・出張費を記載した「国外出張届」を事前に議長に提出するという手続をとり、調査研究に係る経費であることを確認している。前記(A)－cに記述のとおり、政務調査費の支出に関しては原則として会派又は議員の裁量に委ねられており、請求人らが同監査報告書を引用して主張するような基準に当てはまらないことをもって、ただちに政務調査費の目的外使用と判断することは適当ではない。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

- b 請求人らは、請求書別表及び陳述書（10 ページ）において、「視察報告書に見られる式典や公式行事出席のための海外出張や一般的な感想しか報告されていない「海外出張」については、目的外支出である。」と主張している。

議員が出張した場合にこれを議会に報告することは、もとより市政の発

展にとって有益なことではあるが、会派又は議員の調査活動への不当な干渉を防止する必要があること（前記(B)－b参照）、政務調査費の支出にあたっては会派又は議員の裁量に委ねられること（前記(A)－c参照）等を考慮すれば、出張報告の内容に公式行事や一般的な感想が含まれることをもって、政務調査費の目的外使用と認めることは適当ではない。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

- c 請求人らは、請求書別表及び陳述書（10 ページ）において、「市内出張旅費については内容が不明のため目的外使用である。」と主張している。

しかしながら、前記(A)－cに記述のとおり、政務調査費の支出に関しては原則として会派又は議員の裁量に委ねられており、「内容が不明」であることをもって、政務調査費の目的外使用と認めることは適当ではない。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

#### (G) 事務所費について

- a 請求人らは、請求書別表及び陳述書（10・11 ページ）において、平成 18 年度長崎市包括外部監査報告を引用した上で、「事務所費はすべて議員の個人後援会事務所への支出であり、後援会活動とは別に調査研究のための事務所が設置されているものは見当たらない。」と主張している。

主張の趣旨が必ずしも明らかではないが、本市においては、後援会事務所等への支出は認められておらず、政務調査費を支出している事務所については、すべて調査研究のために必要な事務所として議長に「事務所設置届」が提出されており、調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費に限定して政務調査費を交付している。

- b 請求人代表者は、陳述書（10 ページ）において、民主・市民クラブの事務所費について、政務調査費が支出されている事務所は会派の調査研究のための事務所ではない旨主張している。そして、その根拠として、添付資料⑥を提示して江藤議員が当該事務所について「事務所は私の後援会事務所であると同時に、民主市民クラブの西事務所となっており、市民の市政相談などにつかわれている。」と発言した旨の報道や、民主・市民クラブのホームページに事務所が当該会派の調査研究のための事務所という記述はないことを挙げた上で、市政相談などに使われているので調査研究のための事務所ではないと断定している。

しかしながら、市民相談活動は、市民の生活実態や多様な意見を把握することができ、会派又は議員の政策立案に資するものであり、調査研究活動の一環として考えられる（前記(A)－d参照）。

また、本市においては、事務所費の支出にあたって、議長に「事務所設置届」を提出することを要件として対象となる事務所を特定しており、調査研究のための事務所であることを掲示したり、ホームページに掲載するなど調査研究活動の拠点としての事務所であることを公にすることは必要とされていない。



よって、請求人代表者の当該主張は認めることができない。

また、請求人代表者が提示する富永計久議員に関する添付資料⑨についても、同様の理由により、問題事例として掲げることは適当ではないものとする。

(H) 諸事務費について

- a 請求人らは、請求書（3ページ）及び陳述書（11ページ）において、添付資料⑩を提示し、みらい福岡市議団が切手を議員の関係者のコンビニ等で購入していることをもって、政務調査費の目的外支出であると主張している。

しかしながら、前記(A)－cに記述のとおり、政務調査費をどのように使用するかについては、会派の自主性及び自律性を尊重し、当該会派の裁量に委ねられており、明確な使用予定もないのに購入先に利益を与える目的で支出するような裁量権の逸脱・濫用と認められる特段の事情がない限り、切手の購入先をどの事業者に決定するか等については、会派の裁量権の範囲内であると認められる。

よって、請求人らの当該主張は認めることができない。

なお、この件については、その事実関係の確認等について議会により自律的に対応されている。（詳細はイ－(イ)－D－(C)参照）

- b 請求人代表者は、陳述書（11ページ）において、年度末に多額の事務機器を購入しており、年度末の消化としか考えられない旨主張している。

しかしながら、前記(A)－cに記述のとおり、政務調査費をどのように使用するかについては、会派の自主性及び自律性を尊重し、当該会派の裁量に委ねられるものとするべきである（前掲平成19年4月27日仙台地方裁判所判決）。

よって、請求人代表者の当該主張は認めることができない。

- c 請求人代表者は、陳述書（12ページ）において、紙折り機や書棚、切手などは調査研究に資するものとは考えられない旨主張している。

「紙折り機」は、広報ニュースの封入時などに使用されており、調査研究に必要な広報活動のための備品である。同様に、「パソコン」、「プリンター」、「製本機」についても、広報ニュースの作成時などにも使用されており、調査研究に必要な広報活動のための備品であり、特段、不適當であるとは認められない。（平成17年8月25日京都地方裁判所判決において、新聞はさみ、ホワイトボード、大型ホッチキス、ハイビジョンテレビ、サイクロンクリーナー（掃除機）等の購入を適法と認めている。）

また、「切手」や「封筒」なども、広報ニュースなどの発送の際に必要なものであり、調査研究に必要な広報活動のためのものである。調査研究活動において郵便を使用することは、会派又は議員の裁量の範囲内であり、特段、不適當であるとは認められない。

「書棚」や「ブックスタンド」の購入についても、それらの備品は会派

控室で調査研究のための書籍などの整理に使われる，必要な備品であり，前掲平成17年8月25日京都地方裁判所判決が，サイクロンクリーナーの購入について，「会派控室を清潔に保ち，そこで実施される会議，研修会，面談等を円滑に進めるために必要な備品である」と判示し，調査研究に直接用いるものでなくとも政務調査費の支出の対象とすることを認めていることから，会派又は議員の裁量の範囲内であり，特段，不適當であると認められない。

なお，各派代表者会議において，切手やバスカード等の購入については，必要最小限とすることや物品出納簿などによる適正な管理を図ることなどが議論されているところである。

よって，請求人代表者の当該主張は認めることができない。

#### (I) その他について

請求人らは，請求書別表及び陳述書（12 ページ）において，「内容が不明であり，目的外支出である」と主張しているが，本市では，上記(A)から(H)までの項目に分類できない調査研究に係る経費については，「その他」として支出することが認められている。そして，前記(A)－cに記述のとおり，政務調査費の支出に関しては原則として会派又は議員の裁量に委ねられており，収支報告書の記載により内容確認ができないことをもって，政務調査費の目的外使用と認めることは適當ではない。

よって，請求人らの当該主張は認めることができない。

#### (ウ) 本件住民監査請求についての見解

以上で明らかにしたとおり，本件住民監査請求に係る市長の事務は，適法かつ適正に行っており，請求人らが主張する不当利得返還請求権を怠る事実はない。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係

監査対象事項に関する事実関係については，次のとおりです。

#### (1) 平成18年度に会派又は交付対象議員に交付された政務調査費の交付及び返還等の状況について

平成18年度に会派又は交付対象議員に交付された政務調査費の交付及び返還等の状況は，以下のとおりです。

ア 会派分

(単位：円)

交付先	収入 (A)			会派による 支出 (B)	剰余金 (A) - (B)	
	政務調査費 交 付 金	預金 利息	計		返還金額	返還日
自由民主党 福岡市議団	23,760,000	4,247	23,764,247	23,675,140	89,107	平成19年5月21日
公明党 福岡市議団	50,400,000	3,670	50,403,670	47,536,133	2,867,537	平成19年5月16日
みらい福岡市議団	41,300,000	3,795	41,303,795	41,293,407	10,388	平成19年5月22日
日本共産党 福岡市議団	25,200,000	1,326	25,201,326	23,358,198	1,843,128	平成19年5月25日
民主・市民 クラブ	16,800,000	882	16,800,882	16,757,200	43,682	平成19年5月17日
社民・市政クラブ 福岡市議団	4,320,000	199	4,320,199	4,319,891	308	平成19年5月17日
ふくおか ネットワーク	8,400,000	423	8,400,423	7,870,493	529,930	平成19年5月18日
平成会	700,000	0	700,000	699,987	13	平成18年5月23日
合 計	170,880,000	14,542	170,894,542	165,510,449	5,384,093	—

(注) 政務調査費は四半期ごとに各会派に交付することとされており、平成18年度においては、4月分から6月分までが平成18年4月10日に、7月分から9月分までが同年7月10日に、10月分から12月分までが同年10月10日に、1月分から3月分までが平成19年1月10日に交付されていました。

このことに関し、次の会派において政務調査費の交付に関する変動が生じていました。

- 1 みらい福岡市議団については、平成18年4月10日に4月分から6月分として8,400,000円が交付されていましたが、同年5月1日に水城四郎議員及び森山英樹議員が入会したことにより、同年5月23日に5月分及び6月分として1,400,000円が追加交付されていました。
- 2 民主・市民クラブについては、平成18年4月10日に4月分から6月分として5,250,000円が交付されていましたが、同年4月5日に森山英樹議員が同年3月31日に退会したことの届け出がなされたことにより、同年4月11日に4月分から6月分の一部として1,050,000円が返還されていました。
- 3 平成会については、平成18年4月10日に4月分から6月分として2,100,000円が交付されていましたが、同年5月1日に同会派が解散されたことにより、同年5月23日に5月分及び6月分の1,400,000円が返還されていました。

イ 交付対象議員分

(単位：円)

交付先	収入 (A)			交付対象 議員による 支出 (B)	剰余金 (A) - (B)	
	政務調査費 交付金	預金 利息	計		返還金額	返還日
大神研裕議員	3,120,000	26	3,120,026	2,221,200	898,826	平成19年5月18日
福田康男議員	3,120,000	566	3,120,566	3,118,972	1,594	平成19年5月17日
石村一明議員	3,120,000	0	3,120,000	3,118,960	1,040	平成19年5月21日
小石原淳一議員	3,120,000	36	3,120,036	3,056,998	63,038	平成19年5月23日
稲員大三郎議員	3,120,000	385	3,120,385	2,334,520	785,865	平成19年5月18日
津田たかし議員	3,120,000	227	3,120,227	2,961,000	159,227	平成19年5月22日
川上義之議員	3,120,000	111	3,120,111	3,120,111	0	-
青柳隆久議員	3,120,000	23	3,120,023	3,116,623	3,400	平成19年5月17日
浜地輝一議員	3,120,000	287	3,120,287	3,120,000	287	平成19年5月17日
進藤邦彦議員	3,120,000	142	3,120,142	3,120,142	0	-
妹尾俊見議員	3,120,000	525	3,120,525	3,120,228	297	平成19年5月18日
川口浩議員	3,120,000	378	3,120,378	3,079,063	41,315	平成19年5月29日
光安力議員	3,120,000	238	3,120,238	3,092,757	27,481	平成19年5月28日
おばた久弥議員	3,120,000	0	3,120,000	3,120,000	0	-
南原茂議員	3,120,000	269	3,120,269	3,109,474	10,795	平成19年5月18日
森英鷹議員	3,120,000	48	3,120,048	3,120,048	0	-
友納博美議員	3,120,000	79	3,120,079	3,119,917	162	平成19年5月21日
富永計久議員	3,120,000	40	3,120,040	3,104,955	15,085	平成19年5月17日
伊藤嘉人議員	3,120,000	193	3,120,193	3,120,016	177	平成19年5月17日
川上晋平議員	3,120,000	187	3,120,187	3,119,865	322	平成19年5月17日
打越基安議員	3,120,000	450	3,120,450	3,098,301	22,149	平成19年5月18日
阿部真之助議員	3,120,000	7	3,120,007	3,120,007	0	-
吉浦公生議員	3,120,000	144	3,120,144	3,040,670	79,474	平成19年5月18日
高田保男議員	3,120,000	190	3,120,190	3,119,544	646	平成19年5月17日
吉田重利議員	3,120,000	122	3,120,122	3,119,875	247	平成19年5月17日
木村幾久議員	3,120,000	4	3,120,004	3,120,004	0	-
荒木龍昇議員	3,120,000	21	3,120,021	2,868,718	251,303	平成19年5月24日
森山英樹議員	260,000	0	260,000	253,993	6,007	平成18年5月25日
高山博光議員	1,300,000	45	1,300,045	1,300,045	0	-
合計	85,800,000	4,743	85,804,743	83,436,006	2,368,737	-

(注1) 政務調査費は四半期ごとに交付することとされており、平成18年度においては、4月分から6月分までが平成18年4月7日に、7月分から9月分までが同年7月7日に、10月分から12月分までが同年10月6日に、1月分から3月分までが平成19年1月9日に交付さ

れていました。

このことに関し、次の交付対象議員において政務調査費の交付に関する変動が生じていました。

- 1 森山英樹議員については、平成 18 年 4 月 5 日に民主・市民クラブから、同年 3 月 31 日に退会したことの届け出がなされ、いずれの会派にも所属しない議員となったことにより、同年 4 月 11 日に 4 月分から 6 月分として 780,000 円が交付されていました。また、同年 5 月 1 日にみらい福岡市議団に入会したことにより、同年 5 月 18 日に 5 月分及び 6 月分の 520,000 円が返還されていました。
- 2 高山博光議員については、平成 18 年 5 月 1 日に所属会派の平成会が解散され、いずれの会派にも所属しない議員となったことにより、同年 5 月 23 日に 5 月分及び 6 月分として 520,000 円が交付されていました。また、同年 9 月 28 日付けで議員を辞職したことにより、10 月分以降の交付はありません。

(注 2) 吉浦公生議員の「吉」の字は「土」の下に「口」

## 2 監査委員の判断

以上のように事実関係を確認し、及び関係職員から事情聴取等を行った結果に基づき、本件住民監査請求について次のように判断します。

- (1) 本件住民監査請求において、監査の対象とするよう求められているのは、平成 18 年度に福岡市が会派又は交付対象議員に交付した政務調査費について、福岡市長が、各会派及び各交付対象議員に対し不当利得返還請求権を行使してその返還を求めるべき義務があるのに、当該請求権の行使を怠っているという事実があるかどうかについてです。

ところで、地方自治法第 242 条に規定された住民監査請求の対象は、同条第 1 項に掲げられた市長や職員などが行った財務会計上の行為等に限られており、会派や交付対象議員の行為は含まれません。また、会派又は交付対象議員による政務調査費の支出は、市（地方公共団体）による支出には当たりません。本件住民監査請求のような事例で対象になるのは、市長による会派又は交付対象議員への支出や市長が会派又は交付対象議員に対し不当利得返還請求権を行使してその返還を求めるべき義務がある場合に、当該請求権の行使を怠っている事実などであり、会派や交付対象議員の行為を直接的には監査の対象とすることはできません。

それは、地方自治法が、第 75 条において、地方公共団体の行政運営上に生じる諸問題に関連してその究明をするために、有権者の 50 分の 1 以上の連署による監査の直接請求の制度を設けていることに対し、住民監査請求制度は、地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により、地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民 1 人でも請求をすることができるものとする反面、請求の対象については、具体的な機関又は職員の具体的な財務会計上の行為等に限ることとしていることによるものです。

このような考えの下、本件住民監査請求に基づく監査においては、政務調査費の交付等に関する市長の事務が執行される過程において、会派や交付対象議員による政務調査費の支出に関し、市長が、本市用途基準等に照らして違法なものがあると認識す

べき又は疑うべき状況にあったかどうかを、まず監査の対象とし、それらの状況がありながら市長がその状況についての確認を怠っていることがあれば、会派又は交付対象議員の支出に関する議長の検査などの事務を監査の対象とし、さらに、それらが適切になされていないことがあれば、会派又は交付対象議員による政務調査費の支出状況を監査の対象とするという方針で臨むこととしました。

- (2) また、本市の政務調査費の交付等に関する事務に関しては、本件条例、本件規程及び本件要領において定められています。この中で、本件条例は、その第 15 条において「この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、市長による規則の制定を認めていません。このことから、本件規程及び本件要領は、各派代表者会議の協議を経て議長により定める形式をとっており、市長が、政務調査費の交付等に関する市長の事務を定めることとなっております。

そもそも、地方自治法第 100 条第 14 項においては、政務調査費の交付を受けた会派又は交付対象議員に、収入及び支出の報告書を議長に提出するよう定めており、地方自治法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、議会の自主性、自律性を尊重する制度になっています。

特に本市においては、本件条例、本件規程及び本件要領において収支報告書の写しが議長から市長に送付されることになっていますが、議長に提出されることとされている 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しは市長に提供されないことになっていることなど、前述のとおり、議会の自主性、自律性を尊重することに重きを置いた制度になっており、市長が地方自治法や地方財政法に基づいて一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっています。このような制度においては、仙台高等裁判所が平成 16 年 7 月 29 日の判決（平成 16 年（行コ）第 6 号）で、市長が、「収支報告書の記載から見てその使途に疑問を抱くべき事由がないのにむやみに政務調査費の使途についてその調査を行うことは、調査権の濫用であって、議員活動の自主性を尊重するという観点からも許されるべきではないが、他面、政務調査費の使途に合理的な疑問がある場合にその使途を調査するということは、およそ議員活動の自主性を尊重するということとは別次元の問題であって、それは決して議員活動に対する不当な干渉や介入ではなく、両者は矛盾衝突しない」と述べているように、市長が、政務調査費の使途について調査を行うのは、会派や交付対象議員における政務調査費の収支報告書に記載された使途に合理的な疑問があるといえる場合であると考えます。

- (3) 以上の考え方により、次のように整理します。

ア 本市の政務調査費に関する制度において、市長はどのような役割、権限を有しているのか。

本市の政務調査費に関する制度において、市長は、本件条例、本件規程及び本件要領に基づき、「議長から会派届出通知書の送付を受けること」、「政務調査費交付申請書の提出を受けること」、「議長から収支報告書の写しの送付を受けること」及び「政務調査費に残余がある場合に会派又は交付対象議員から返還を受けるこ

と」についての事務に関わることとされており、制度上、一定程度制約された役割、権限を有していることが確認されました。

イ 平成 18 年度に本市議会の会派又は議員に交付された政務調査費に関し、市長は本市に不当利得返還請求権が生じていると認識すべきであったか。また、当該請求権を行使すべきであったか。

請求人らは、請求書等において、請求人らの示した判断基準に照らして、「①市政に関する調査研究に資するために必要な経費であることが領収証から明らかになっているもの」、「②市政に関する調査研究に資するために必要な経費の支出とは認められないもの」及び「③収支報告書の記載内容が実際の支出内容と大幅に相違していたり、支出内容が市政に関する調査研究に資するために必要な経費の支出であるか否か、あるいは使途基準に適合しているか否かを確認できないもの」に分類し、そのうち上記の②及び③の支出について、政務調査費の目的外支出であり不当利得として福岡市に返還されなければならないが返還されないままになっている、と主張しています。

ところで、政務調査費については、地方自治法第 100 条第 13 項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定されているのみで、その使途基準に関する具体的な内容は定められていません。

本市では、これを受け、本件条例第 8 条において、「会派及び交付対象議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究のため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定し、本件規程第 3 条において、「条例第 8 条に規定する政務調査費の使途基準は、別表に定めるとおりとする。」とし、資料作成費など 9 つの項目に分類した本市使途基準を定めています。また、本件要領第 5 条において、使途制限を定め、さらに、具体的な使途基準を例示するものとして、各会派合意のもとで作成された、「政務調査費使途基準の取扱について」を別途定めています。このようにして定められた本市使途基準等は、同法第 100 条第 13 項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」の内容を具体化したものであり、法の趣旨に従って、議会において定められたものです。

そこで、平成 18 年度に本市議会の会派又は交付対象議員に交付された政務調査費に関し、市長は本市に不当利得返還請求権が生じていると認識すべきであったかどうか、また、当該請求権を行使すべきであったかどうかについて、監査の結果に基づき、以下のように判断します。

政務調査費については、最高裁判所が、平成 17 年 11 月 10 日の判決（平成 17 年（行フ）第 2 号）において、会派又は議員の活動に関し「調査研究に対する執行機関等からの干渉を防止する」ことの意義を認めており、さらに、この場合の議員の調査研究活動については、札幌高等裁判所が、平成 19 年 2 月 9 日の判決（平成 17 年（行コ）第 14 号）において、「会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係

わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず」と述べているように、たいへん幅の広いものであると認めています。本市においては、政務調査費の対象となる議員の調査研究活動がそのような性格を有することを踏まえて、本件条例、本件規程及び本市用途基準等が定められているものと理解でき、これらは議会で自主的、自律的に定められた一定の規範として効力を有するものといえます。

したがって、会派又は交付対象議員により政務調査費が適正に支出されていたかどうかについては、現行の本市用途基準等との整合性においてのみ判断されるべきであって、請求人らが主張する独自の基準に反しているとの訴えを基に、その返還を求めるということはできないものであり、このような観点から市長が返還請求権の行使を怠っているとする請求人らの主張は容認することはできませんでした。

なお、請求人らは、本市用途基準が極めて不明確かつ不充分であるなど政務調査費の交付に関する制度の問題点について主張していますが、それらの制度に関することは、立法論の問題であり、住民監査請求に基づく監査においては、監査委員の判断の対象とはならないものです。

次に現行制度における政務調査費に係る事務に関して、議会事務局の職員からは、

- ① 政務調査費の適正使用の確保については、第一次的には交付対象である会派及び議員に、第二次的には市長に対する議会の自律を確保するために議会に委ねることとされており、市長の関与は一定程度制約されていること。
- ② 平成 18 年度の政務調査費については、議長において、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書及び 1 件 5 万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しの検査が行われ、本市用途基準に基づき、違法な支出が認められないことが確認されていること。
- ③ 一方、市長においては、議長における収支報告書等の確認が終わった後、収支報告書の写しの提出を受け、記載内容を確認の上、政務調査費の交付額を確定していること。
- ④ さらに、各派代表者会議において「政務調査費の用途に関するガイドライン（仮称）」の策定に向け、領収書の添付条件、第三者機関の活用等について、協議・検討がなされていること。

等の説明を受けました。

これらのことから、市長においては、会派又は交付対象議員において支出された政務調査費について、議会により自主的、自律的に精査されていると認識できる状況にあり、それを踏まえて政務調査費に関する市長の事務が執行されていたことが認められました。

また、監査委員において、議長から市長に送付された収支報告書の記載事項について、請求人代表者が陳述書において個別、具体的に主張している事項を含め検証したところ、本市用途基準等の下で市長が合理的な疑問を抱くべきであったと認められる事由は見いだせませんでした。



これらのことから、平成 18 年度に本市議会の会派又は議員に交付された政務調査費に関し、市長は本市に不当利得返還請求権が生じていると認識すべきであったと認めることはできませんでした。したがって、その余の事項を監査の対象とするまでもなく、当該請求権を行使すべきであったと認めることもできませんでした。

ウ 上記イに関し、市長の違法又は不当に怠る事実によって、市に損害が発生しているか。

イで述べたとおり、市長が不当利得返還請求権の行使を怠っているという事実は認められませんので、そのことから、市に損害が発生しているということも認められませんでした。

エ 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるか。

以上で述べたとおり、市長が不当利得返還請求権の行使を怠っているという事実は認められませんので、請求人らが求めている各会派及び各交付対象議員に対する不当利得の返還を求めるなどの措置については、その必要性が認められませんでした。

### 3 結論

以上のことから、請求人らの主張は理由がないと判断します。

## 第5 監査委員の意見

議会におかれては、現在、政務調査費の使途基準の一層の明確化や制度の透明性の向上を図るため、議長を中心に各派代表者会議において「政務調査費の使途に関するガイドライン（仮称）」の策定に向け、領収書の添付条件、第三者機関の活用等について、協議・検討がなされておりますが、政務調査費は公金から支出されるものであり、今回の住民監査請求が提出された背景にも十分に留意のうえ、目的以外の支出がなされないよう、その使途等の妥当性、透明性を確保し、市民に対する説明責任が果たせるような仕組みを取り入れるなど、市民の理解が得られる制度とされるよう要望します。

また、市長におかれては、政務調査費制度が議会の自主性、自律性を尊重して運用されるものであるという特質を踏まえながら、市政全般にわたる予算の適正な管理・執行を担う立場から、執行機関としての関与のあり方について、今後、研究・検討されるよう要望します。